

令和3年第2回那須烏山市議会3月定例会（第4日）

令和3年3月5日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時09分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

農業委員会会長

越雲宏

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

大貫厚

書記

増子莉紗

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（久保居光一郎） おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりをいただきありがとうございます。

ただいま、出席している議員は17名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて60分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の60分を超えた場合は制止をいたします。

また、質問者の通告した予定時間になりましたらば、質問の終了を求めますので御了解を願います。

なお、通告された質問の要旨から想定できない質問内容等の場合には注意をいたしますので、併せて御了解願います。質問答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき2番興野一美議員の発言を許します。

2番興野一美議員。

[2番 興野一美 登壇]

○2番（興野一美） 議場内の皆さま、おはようございます。議長より発言の許可を得ました議席番号2番興野でございます。

さて、2月21日に発災した足利市の山林火災も、先の降雨により鎮火したと思われま。

3月1日に鎮圧の宣言がありましたけれども、鎮圧と鎮火はえらく違うということをお話したいと思ひます。

鎮圧というのは、煙が出ていても、これ以上、火災が広がらないだろうということなので、鎮火というのは、煙がもうほぼ完璧になくなることなので、山火事の場合は、鎮圧からの鎮火が大変なんです。土までも燃えるということなので、まさに先の降雨は遅い恵みの雨だったと思ひます。消火活動に御尽力した関係者に対し、心より敬意を表したいと思ひます。

そこで私の質問ですが、消防団関係と、新型コロナウイルス感染症の2点について、質問席より質問させていただきます。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） まず初めに、消防団の待遇改善について伺います。

さきの下野新聞報道に、「消防団員の待遇改善へ 減少に危機感 報酬増検討」とありました。県内の団員報酬の平均は4万5,700円で、本市は3万円です。県内の市では最低であり、出動手当においても同様ではないか。消防団員が昼夜を問わず、危険を伴う火災、災害等に従事した際に支払われる出動手当は、1,500円、訓練においては700円であります。

そこで、この手当についての見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 消防団の報酬及び手当についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、本市の団員報酬は3万円となっており、県内の市町では最も低い報酬額となっております。また、出動手当につきましては、県平均が1,824円、訓練手当につきましては、県内平均が1,693円でございますので、どちらも平均を下回っている状況でございます。

本市における団員報酬の引上げの経緯につきましては、平成23年度に分団長、副分団長の報酬を引き上げ、平成24年度に部長の報酬を引き上げました。一般団員の報酬につきましては、平成30年度の消防委員会に、団員報酬の増額について諮問し、議論されたことではありますが、結論としましては、団員の確保が難しい分団、部の統合を検討しつつ、団員の定数の見直しの中で、消防団員の報酬及び出動手当の増額を要望するとの答申が示されたところでございます。

消防団の活動は、市民の安心・安全な暮らしを守るために必要不可欠なものでございます。今回の足利の火災等でも、当市の団員の活躍のおかげであるように広がったことがないのかなと、私の中では思っております。ですから、団員の報酬の引上げにつきましては、分団部の統合を合わせながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 県内の団員報酬で最低なのは、那須町の2万7,000円。次に、茂木町、市貝町の2万8,000円になっています。市町のホームページには団員報酬は出ているんですけども、出動手当については、出ないところが多く見られます。それで、隣町の市貝町のホームページには出っていたので、参考のために。市貝町は団員報酬が2万8,000円なんですけど、市貝町消防団の身分、給与等に関する条例で、第11条に、団員が水火災、警戒及び訓練等のために出場したときは、1回につき2,000円を支給する。ただし、火災等で連続して3時間以上現場業務に従事したときは、1回につき2,000円を加算して支給するということなので、3時間以上だと4,000円になるわけです。

ですから、市貝町、これは例えなんですからけれども、団員報酬が少なくても、出動手当が多ければ、それなりに団員にとっては有利なのではないかなと。ただ、本来は団員報酬ではなくて出動手当を多くしたほうが、団員にとっては有利なんですね。出られる団員と出られない団員というのは極端に差がありますので、このことについて、総務課長、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議員がおっしゃるとおりで、どちらかという、年報酬というよりも、出動手当に準じて金額が加算になるということのほうが団員にとっては、確かによろしいのかなと。また、実際に現場に出る団員は限られてくることもありますので、出てくる団員と出てこない団員の取扱いについては、どのようにしたらいいかというのは、今までも議論されているところではございますので、今のような状況があるということは、御意見として承りたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） そこで、地方交付税算入額、団員で3万6,500円というのは、合っているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 地方交付税の算入額の3万6,500円というのは、基本的には正しいです。

ただし、ここには10万人都市を標準として検討した場合の3万6,500円でございますので、地形、本市の面積、人口、いろいろなものを加算したときに、果たしてこれが正しい数字なのかどうかは、どのくらい交付税として算入されているか分からないので、その辺の精査については、申し訳ありませんが、お答えできないところであります。3万6,500円は、確かに数字としては載っております。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） ということは、本市においては幾らだか分からないと。合算で入ってくるので、幾らだか分からないということでよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 財政当局と、その点に関して、詳細なデータの意見交換はしてございませんので、おおむねの補正係数に応じて、この交付税の算入基礎にあった数値は間違いなく入っているものと思っております。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それと、支援団員の報酬というのは、今でも1万5,000円なのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 団員の半分ということで、1万5,000円ということになっております。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 例えば3万6,500円、地方交付税算入額ですよ。それで支援団員が1万5,000円、例えば3万6,500円あれば、団員報酬、出動手当はたくさんなのではないか。ということは、市においてはほとんど消防団員の報酬、出動手当については出していないということになってしまうんですけれども、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、団員といったところだけでいうと、今の3万円という平均値になっておりますので、本市は3万円、県内の市町からすると、平均を下回っているという状況になりますが、団長、副団長、分団長、副分団長、部長までの報酬に関しては、決してほかの自治体とは差異がないぐらい、もしくは上回って支給しているという実態もございますので、班長、団員につきましては、市長の答弁もあるとおり、今後の再編を見据えながら適正な報酬がどのぐらいか、検討していきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 役員については高いのは私も分かっています。ただ、役員は団員との付き合いが多いので、そのほうで、私が上げてもらえるようにしっかり頼んだ経緯があるんですけれども、やっぱり団員が一番大切だと思うんです。ですから、財政難ということは分かるんですが、しっかり上げてもらうよう、この場でよろしく願いいたします。

また、待遇改善ではないんですけれども、今年1月に行方不明の事案がありましたが、捜索願が出てから3日後に自治会からの要請があり、地元の団員が捜索に出動したということなんですけれども、やはり捜索は基本的に警察から要請がないとできないと思うんですが、捜索は初動体制が一番大切だと思うんですけれども、市長はこのことについて、どう考えているか、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 消防団というものは自治会からも援助をいただいておりますし、市からもありますが、今回、そのときの初動が確かに遅くて、どのような対応で消防団を派遣するかというのがなかなかうまくいかなかったのが、今、総務のほうと、そういう話合いをして、順次出動できるような手配はできないかというので、今、計画をしているところなので、詳しいことは、総務課長のほうに答えてもらうようにしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議員がおっしゃるとおり、議員も団長という経験、役職を踏まえた上での発言ということでございますので、捜索活動の手順については十分御存じの上で発言していただいて、大変感謝しております。

今回につきましても、自治会の要請が自治会の関連する部のほうに話があったわけですが、どうしても消防団の活動ということになりますと、行方不明者の捜索活動は団の業務の中には、現段階では入ってございません。

警察が、行方不明者の捜索に関しては基本的な事務になっておりますので、警察の要請を受けて、消防署、消防団、同じような歩調を合わせて捜索願いをしていくというようなところが、今の段階は基本でございます。今のような課題が残っていることは、十分、今回を踏まえて分かりましたので、現段階において、警察、消防署、総務課として、どのような対応ができるか、もう既に打合せをさせていただいているところでございますが、実際にはいろいろな課題が多くて、なかなか整理がつかないというのが正直なところでございます。

ただ、もうそれに向けて進んでいるということだけは、御認識していただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 結果的には3日後に、地元部、また、周りの部の役員も出たということなので、どうせ出るんだっただらば早いほうが見つかる可能性もあるし、亡くなる可能性は低くなっていくのではないかなということなので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に入ります。消防団活動を進める中で、団員数の減少、社会経済情勢の変化等、消防団の置かれる環境は大きく変化しています。人口減少に伴い、入団する若年層の人数の減少は、もはや避けられない現実であります。

加えて、自営業者が減り、被雇用者の割合が高くなっています。有事の際に団員が集まらず、出動できなかったという事例もあり、部単位での活動が不可能な状態が今後見込まれることから、部の再編が必要であると考えます。効率的な組織体制と、車両や機材、詰所等を集約し、活動しやすい整備と配置が大切ではないかと考えます。

組織再編により、高額な車両等の購入財源を団員報酬に充当し、増額してはどうか、見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 消防団の組織再編についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、社会経済情勢の変化等により、本市の消防団におきましても、団員数が減少し、出動が困難になっている分団部が存在しております。これにつきましては、これまでも分団部と地元との協議等を通して、存続が困難になった場合は、隣接分団部との統合を進めてきております。

しかしながら、市全体の消防力の維持の観点から、市として再編を考える必要があることから、現在、令和6年度末までを第1期として、分団部の統合再編、定数の見直し等を図るため、消防団再編計画の作成を進めております。この計画と、市、地元自治会、地元分団部との協議の結果により、統合再編、定数の見直し等を進めてまいりたいと考えております。

また、令和7年度以降も、令和12年度までを第2期とし、令和6年度末までに明らかになった新たな課題につきましても、統合再編等を検討していく予定でございます。

効率的な組織体制と、車両や機材、詰所等の集約を図るとともに、報酬や手当の引上げを含めて、消防委員会等で検討し、市の消防力の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） そこで来年度の消防施設整備費3,950万円とありますけれども、これは消防車両の購入費なんでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 消防車両の購入費でございます。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 今の状態だと、やはり毎年2台くらいずつ更新していると思うんですけども、毎年4,000万円、消防車両だけで4,000万円かかるわけです。

ですから、いかに高額な車両か。私は団長のときに納車式に毎回呼ばれていたんですが、消防車両は究極の大人のおもちゃだと思うんです。ですから、大切に長く扱ってくださいということをお願いしていたんですけども、高額な消防車両を毎年2台ずつ、今41部ですね。これは2台ずつ入れても20年かかるわけですね。今の車はディーゼルエンジンなので、20年は優にもつと思うんですが、毎年4,000万円というのは大変な額だと思うので、私は常に思っていたんですけども、今、41部を30部ぐらいに再編したほうがいいのではないかと。そのために、合併当初16分団あったのを8分団にしたというのは、部の統合がしやすいように、分団の中で統合しやすいように8分団にしたわけですね。ですから、もっと積極的に再編したほうがいいと思うんですけども。

それと、団員の7割を切った場合、再編委員会でしたか、今でも存在するのでしょうか。再編検討委員会でしたか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） そのような再編検討委員会というのは、現段階ではないのかなと判断しておりますが、先ほど市長の答弁もあつたとおり、消防委員会、そういったところでは議論の余地はありますので、今後、第1期計画、第2期の統廃合に向けて、直近の消防委員会

の中では提言させていただいて、着実に進めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） それと一番大変なのが、自治会との問題だと思うんです。私も消防団員になってから、旧烏山でも統廃合した部はあるんですけども、実際、自治会もあります。自治会長が、私のときはなくしたくない、みんなそう言っているんです。それで、統廃合してなくなった詰所に小型ポンプを置いて、いざというときに使いたいという。一度もそういうことはなかったんですけども、何とかなるんです、実際は、なくなっても。

ですけれども、自治会長が、私の代では駄目だ。これは消防団じゃなくても、みんながそうだと思うんですが、やっぱり消防団が一番、部が一番、考えて合併するのが基本ですし、自治会との消防団、それと行政がバックアップして統廃合する、これが基本だと思うので、部から自治会を説得するというのはなかなか難しいので、行政のほうの努力も必要ではないかと思うので、今後よろしくお願ひいたしまして、また、その代わり団員報酬、出動手当を上げることを確約してもらって、次の質問に移りたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の患者の支援について伺います。

新型コロナウイルス感染症で、入院や自宅療養の場合、勤め人は直近12か月を平均した額の30分の1に——30分の1ということは1日幾らということですけども、3分の2に相当する金額、すなわち日額の3分の2を傷病手当金を支給の対象となりますが、家族が感染して、濃厚接触になった場合等の事由による自宅待機は支給されないということなので、無職、学生等の収入のない市民は、どのような支援を受けられるか、伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新型コロナウイルス感染患者の無収入の方への支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に罹患した方の医療費につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が適用されます。一部自己負担を生じる場合もありますが、新型コロナウイルス感染症に対する医療費は、公費の対応となります。

次に、生活費の対応ですが、現在ある制度を拡充し、対象幅を広げての支援が行われております。例えばお勤めになった方が、新型コロナウイルスの罹患により解雇された場合などにも、雇用保険、いわゆる失業手当が支給されるよう拡充されております。

議員御質問のもとと無職の方は活用できる制度がほとんどないため、生活保護などを適用して支援しているのが現状でございます。また、大学生等につきましては、国の学生支援緊急給付金や特別緊急無利子貸与型奨学金の支援制度が拡充され、各大学等での支援を実施しているところでございますので、御理解のほどお願ひいたします。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） この傷病手当の場合は本人が申請しないと受け付けてもらえないというところでよろしいのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 傷病手当は恐らくハローワークに直接になると思いますので、市役所では扱っていないとは思いますが。申請先ですね。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） コロナウイルス感染症の患者でも、ハローワークなんですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 保険者がやることになりますので、市であれば、国民健康保険に入っている方は、市が窓口となって対応することになるかと思われまますので、それぞれの被保険者の方が、どのような保険に入っているかによって、その窓口が変わってくると理解しております。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） では、ここでこういう議論をしてもしょうがないという、そうかもしれないですけども。

例えばハローワークでも本人が申請しないと、これは出ないということだと思っんです。ということは、要するにハローワークでも、市役所でも、個人情報なので、一切、県からのデータというか、患者のデータは入ってこないということでもよろしいんですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） コロナに関しての情報については、先ほど新聞にも出たかと思うんですが、県内の市町も県に対して情報共有をいかにできるかが課題に上がっているところでございます。そのような情報が市町村に下りてこない、なかなかこちらとしても次の手が打てないというのが現状でございますので、今、しっかりその辺の情報提供についての協議をさせていただいているというのが現状でございます。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 次の質問も同じことのような感じなんですけれども、ということは、本人が申請しない限りは、世間体が悪いから申請しないということになってしまうと、泣き寝入りすることになってしまうと思っんです。ですから、お金がもらえるととっても、情勢というか、人に知られたくない情報なので、自分から申請できないという人もいると思っんです。だから、そういう人たちのケアというのは、フォローはなかなか難しいと思っんですけれども、この次の質問のところにもあるんですけども、そういうことに対して、市ではどういった対

応って難しいですよ、分からないので。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市民の相談を受けるのは、基本的に市役所でも受けられます。ただ、その受けた後にどこに通すかは、また、整理をさせていただく必要があるかと思いますが、何かあれば、やはりそれぞれの市役所の窓口に、電話でもよろしいので相談していただければ、その次の手については、お話しできるかと思います。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） では、次の質問、新型コロナウイルス感染症は個人差も大きく、無症状から重傷者まで幅広く、長期入院もあります。生活支援を望みます。本市独自の支援計画があるか、伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新型コロナウイルス感染症患者への市独自の支援についてお答えいたします。

市が把握している感染者の情報につきましては、年代、性別、職業、居住地のみで、個人情報保護等の観点から個人を特定できないため、市独自の生活支援計画の策定には至っておりません。必要に応じて対応してまいりたいと考えておる段階であります。

先ほど総務課長が言ったように、県から全く情報がないので対応のしようがなく、まれには御自分でおっしゃってくる方もいらっしゃるようですが、その方のほうが、受け取った市町村が、市の職員が出向いてとか、町の職員が出向いていくと、あの人かなと分かってしまうので、大変難しいということをはかの市町村からも聞いております。

現在、生活困窮者への支援につきましては、住宅確保のための家賃の一部支給、就労への支援、社会福祉協議会が窓口となる生活資金の貸与などがあります。

これらの制度の中では、新型コロナウイルス感染症による経済困窮を盛り込むことによってその対象者を拡充し、関係機関との連携を図りながら、生活支援を行っているところでございますので、なかなか市としての対応ができないところが歯がゆいところで、その辺を県に要望させていただいているところであります。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） もう随分前なんですけれども、北海道だったか、忘れてしまったんですが、患者個人、家族に対して10万円を出す市か町があったと、ニュースであったんですが、そういう場合は、どこから情報を手に入れるか、それが問題なんですけれども、やっぱりできれば家族、本人に対して、5万円でも10万円でも給付というのができないか。傷病給付金とかがもらえる勤め人はいいんですが、専業主婦とか学生、無職の、どうしてもある程度高齢の

人は罹患しやすいと思うので、その点は、給付の考えはあるかどうか。市長、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほどもお答えしたように、給付をしたくても相手方が分からないので、正直言いますと、栃木県内は、宇都宮市は自分で保健所を持っていて、そこで検査していますので、市独自の方がもしかすると把握できているのかもしれませんが、うちのほうだと、県北の保健センターのほうから来たり、そういうことが多いので、直接市に誰々が罹患していますという話は来ていません。

正直言って、那須南病院のほうはまた守秘義務があるので、私どものほうに何名入院していますというのも、詳しくは連絡をいただけないので、その辺のところで、誰々さんに支給できるかと言われると、なかなかできないし、今の段階ではきっと御本人も、逆に言ったら、市にコロナになりましたから支給してくださいというのは、もっと言いにくいことだと思うので、もうちょっと制度が確立してから、県のほうからとか、こういうメンバーですという名簿みたいなものをいただいて、そっと支給できるようなことがあれば対応できるかもしれませんが、今の段階では、公になった方の症状が緩和してから支給しますというのは、今の段階で私ども市としての対応はできていないので、今、県にどの程度まで情報公開していただけるかが、協議の中に必ず出てくることなので、その辺の整理がつかましたら、対応を、全体的に、もしかすると国家的に考えることになるのかもしれませんが、その辺までちょっとお待ちいただくことになってしまうのかもしれませんが。

対応が遅くて申し訳ありませんが、今のコロナに対しての、国家自体が対応をどのようにやっていいかが把握できていないんだと思いますので、できましたら、そういう対応はしたい気持ちでは十分にありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） 本人が申請すれば給付できるという制度はどうなんでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） コロナというわけではないけれども、その期間、休んで仕事ができなかったので休業だという意味での申請は可能かもしれませんが、要するに普通の休業した申請と同じになると思うので、そういうやり方での申請はあるかもしれませんが、コロナに罹患してというので出るというのは、ちょっと今のところ出ていないので、その辺は協議させていただくようになると思います。

○議長（久保居光一郎） 2番興野一美議員。

○2番（興野一美） これはいつまで続くか分からないということですよ。ワクチンがどれだけ効くか、問題となると思うんですけど、やっぱり恐ろしい病気だと思うんです。家

族、本人については、これからもやっぱり終息が見られない限り市民も不安だし、日本全国で不安だと思うんです。オリンピックもあるし、国体もあるし。ですから、今までも、お店に対して休業補償とか、時短の補償とかがありましたけれども、専業主婦とか無職、学生といった、そういう市民の人たちにも、やっぱり同じ条件で手厚く支援していただきたいと思っていますし、今後どういう形で続くかも見えない状況ですが、なるべく支援のほうをよろしく願いまして、早いんですけれども、これで終わります。

ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で2番興野一美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

通告に基づき、7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） 議場内の皆さん、こんにちは。議席番号7番矢板清枝でございます。

傍聴席には早朝より議場に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。久保居議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

本日の質問は、地方創生臨時交付金の活用について、児童虐待についての2項目からの質問をさせていただきます。

一生懸命務めますので、誠意ある御答弁を、御期待申し上げたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） まず、初めに、地方創生臨時交付金の活用についてお伺い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、今年に入り、1月には2回目の緊急事態宣言が栃木県を含む11都府県に発令されました。現在は、1都3県を残すのみとなりましたが、国では慎重に判断をしているところです。

そこで、コロナ禍において国の地方創生臨時交付金第三次枠で、市としてどのような事業を実施していくのかをお伺いいたします。また、第二次枠からの継続事業についてもお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 地方創生臨時交付金、第三次枠の事業及び第二次枠からの継続事業についてお答えをいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、地方単独事業に対する第一次配分及び第二次配分としまして、4億9,129万円。国庫補助事業の補助裏分として676万円。それらを合算し、総額4億9,805万円が既に交付決定されております。

また、当該交付金を財源に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や経済活動回復対策など、市独自の緊急経済対策として総額5億6,152万2,000円、55事業を国に申請をしたところであります。

議員から御質問のありました第三次枠につきましては、本年1月に国の第三次補正予算が成立したことに伴い、本市に対する第三次交付限度額として、さらに1億8,401万8,000円が内示されたところであり、次年度に繰り越し、令和3年度に改めて事業計画を策定した上で、各種事業を展開していきたいと考えております。

内容としましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策や、地域経済対策の趣旨に沿った有効な事業を検討してまいります。現段階では事業計画策定に係るスケジュールが国から示されていないことから、詳細をお答えできる状況にありませんので、了解のほどをお願いいたします。

また、第二次枠から継続事業でございますが、既に議決をいただきました一般会計補正予算第8号のうち、第2表繰越明許費に計上いたしました健康福祉センター施設整備費、感染防止営業時間短縮協力金事業費、民話デジタル発信事業費、観光プロモーション動画作成事業費の4事業につきましては、令和3年度に実施してまいります。

また、令和2年度事業のうち、インフルエンザとの同時流行を全ての世代において防止する目的で実施しましたインフルエンザ予防接種助成事業や、経済活動回復事業として実施いたしましたプレミアム付商品券発行事業などにつきましては、継続事業の一例として、再度検討していく必要があると考えております。

今後は刻々と変化する情勢を見極めた上で、事業計画を策定し、随時、議員の皆様にお示しさせていただきますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、再質問させていただきます。

国は新型コロナウイルスワクチン接種体制を各自治体単位で実施できるようにしていくこととしているために、各自治体での課題が大きく、またばらつきがあると感じます。先日、大田原市で進めていることを、現状の課題を聞いてきたんですけども、大田原市では、ワクチン接種担当員というのを配置して一連の流れをつくってございました。

国の一つの大事業と銘打って実施していくことに対して、本市でも体制強化を図る必要があると思っています。そこで、地方臨時交付金でこの体制を増やさなければいけないのではないかと考えるんですけれども、このことについて、担当の健康福祉課のほうでも体制整備が大変な状況だということを伺いまして、この枠で何とか人員を増やすことができないかと考えています。

担当課のほうではどのようにお考えか、お話ししていただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） ワクチンの接種業務に関しましては、1月に健康福祉課内にワクチン接種対策室を設けまして業務を行っているところでございます。

人員につきましては、正職員4名、あと臨時職員2名の計6名でワクチン接種業務を行っているところなんですけれども、その6名なんですけれども、専任というわけではなく兼務ということで、通常業務プラス、ワクチン接種業務ということで行っておりますので、当然、課全体でそういった部分は協力しながらやっておりますが、今のところ少し忙しい状況ではあります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） とても業務が重なって、コロナワクチンを接種する体制をつくるだけでも大変な状況ですから、刻々と国のほうでも指示が変わってきている、それに対して対応していくのも大変な状況なのではないかと感じております。そこで、何とか人員を前倒しで増やしていくということはできないか。財政担当のほうをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） ワクチンに関しましては、議員がおっしゃるように刻々と状況が変わってきております。

事務が大変な量になってくると思っておりますので、議員の御意見も受けまして、正職員を急に増やすということできませんので、会計年度任用職員等につきましては、臨機応変な対応を取ってまいりたいと思っております。

ただ、当初予算の中では、編成時期等の問題がありまして、そこまでの予算は取っておりません。ただ、次の定例会、6月まで待っていますと、時期を逸してしまうという現実的な問題がありますので、議会の御了解の上で、専決処分等で随時対応してまいりたいと思っておりますので、その部分につきましては、御理解を願いたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） とにかく市民の皆さんの混乱を招かないためにも、職員の皆さんの強化ということも必要でありますので、ぜひともそれは専決処分に対応していただけるというこ

とで、安堵したところでございます。

公明党としても、国に対して各自治体ごとに、現状の課題の聞き取りをさせていただきました。担当課の課長さんにもお願いをして、市の現状と、今、課題となっているものをまとめさせていただきましたところ。県内でも25市町の意見を吸い上げて国に要望をしていくという動きをしておりますので、必ずや、この一大事業を成功に導きたいと思っておりますので、微力ながら私も頑張らせていただきたいと思いますので、市でも職員の体制強化に努められて、市民の安心・安全を第一に、ワクチン接種が進みますように要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2番目の質問は、今回の緊急事態宣言では、飲食店への要請に限定して実施されました。今後は、飲食関係事業者に対しての給付がなされるとのことで、それ以外の影響を受けている中小業者、個人事業主には支援はないようであります。

そこで、地元の事業者に対して、国の地方創生臨時交付金第三枠を利用して、市独自で支援できないかをお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 地元事業者に対する市独自の支援策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、このたび、県と市が共同で支給する時短協力金は、県の要請に応じ、時短営業、または休業した飲食店に対して支給されるものであります。一方で、国では、緊急事態宣言の影響を受けて売上げが減少した中堅・中小事業者向け一時金の支給を予定しております。

この制度は緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接または間接的に取引がある事業者と、緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出、移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者が対象となり、本年1月から3月のいずれかの月の売上高が対前年比で50%以上減少していることが要件となっております。

今後、これらの国、県の制度内容を十分に確認しながら、国の制度から外れてしまうような困窮する事業者があった場合には、市単独でそれらの事業者を支援する施策を展開することも検討しておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 再質問をさせていただきます。

市内の事業者数というのは把握されているのでしょうか。把握されていたならば、数字を教えてくださいと思います。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 市内の事業者というのは、事業所統計からですと約

1,200事業者がごぞいます。飲食店に限定してしまうと、おおむね県の協力金の登録者数を見ると、約200店舗ほどある状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、1,200事業者のうち、飲食店が200店ということによろしいんですね。

では、その1,000店の中に、先ほど、国のほうで50%以上減少が見込まれるお店には、支援策として出てくるということによろしいのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金につきましては、対象となり得る事業所の例としまして、飲食店、こちらは協力金の対象となっていない飲食店です。あと、こちらは対象となっている飲食店と取引のある食品加工製造業者、器具備品の事業者、サービス業提供者、流通関連関係事業者、そのほかに不要不急の移動の制限による影響を受けた方としましては、宿泊施設、旅客運送業、旅行代理店、文化娯楽サービス、小売店、そのほか理容・美容クリーニング業、マッサージ店とか運転代行業等、幅広い業種が支援の対象となり得るような形になっております。

市長答弁でもありましたように、今後これらの制度から外れてしまって困窮するような事業者があった場合については、市単独での支援を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、その外れてしまった事業者に対しては、市で単独のものを検討ということで表されているので、前向きというか、必ずというか、実施事項の表題に上げていただけるという確認でよろしいのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 今後のコロナの状況ですとか、経済動向等を見極めた上で検討してまいりたいと考えます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） さくら市では、地元事業者緊急支援対策助成金を実施することを2月12日の臨時議会で議決決定され、実施に至るようなことになっております。

本年1月、また、2月の売上高が、前年比同月比で20%以上から50%未満減少している中小企業者、個人事業主、農業者を対象として実施すると聞いています。

国の支援策に該当しない事業主に対して、市としてもぜひとも支援をお考えいただくということを、市長にもう一度、お話していただければ、お考えをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほど来、言っていたのをお伝えしているとおり検討してまいります。検討するという言葉が、とても皆さんからはいい言葉だと思っていないみたいなので、やりません。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 市長、力強い答弁ありがとうございます。では、ぜひ、困窮なさっている方、該当の外れた方、何としても支援を市のほうでお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2番目の児童虐待についてお伺いいたします。

近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。厚生労働省のまとめによりますと、昨年18歳未満の子供が親などの保護者から虐待を受けたとして、児童相談所が対応した件数では、全国19万3,780件に上っております。

虐待の対応件数は、統計を取り始めた平成2年度以降増え続けて、昨年度は、前年度より3万3,942件、率にして21.2%増えて、過去最多を更新しました。子育てをしている母親からは、新型コロナウイルスの感染の終息が見えない日々が続く、やり場のないストレスを子供にぶつけてしまうという声も聞かれています。全国的には、大切な子供の命が奪われる悲しい事件も後を絶たない現状であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人と接する機会が減少し、直接相談する場がなくなるため、児童虐待のリスクが高まっていると聞きますが、本市の状況はどのようになっているかをお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市の児童虐待の状況についてお答えします。

児童虐待相談につきましては、平成28年度、29年度はそれぞれ15件でしたが、平成30年度は37件と激増し、その後は令和元年が36件、本年度につきましても、令和3年1月末現在で33件と横ばいの状況が続いております。これらの相談の中には、命の危険を伴うような重症度が高い案件もあり、依然として深刻な状況が続いております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の休校や外出自粛等により、自宅で過ごす時間が増え、児童や保護者の生活も一変いたしました。心理的ストレスが増大する中で、行政等の相談窓口の一部中止や延期、規模縮小などにより相談する機会が少なくなり、悩みや不安を抱えている子育て世帯が市内にも存在している可能性がございます。

そのような状況の中、市におきましては、相談窓口が中止等になった場合であっても、対象者宛てに個別に連絡をする等の対応を行っており、相談先窓口案内リーフレットを作成して、

昨年5月に支給した子育て世帯臨時特別給付金実施案内通知を同封して子育て世帯に周知する等の支援体制の強化を図っております。

今後とも、子育て世帯を孤立させないよう、相談につながりやすい環境づくりに努め、関係機関との連携を強化しながら、児童虐待防止対策の充実を図っております。

なるべく相談だけは受け入れるようにという体制は整えておりますので、随時上がりましたら対応していくようには進めておりますが、こういう状況でありますので、集団で来てお答えするというのがなかなかできなかったのも、対応に遅れが出たり、また、相談しにくかったりというのは現状にあるかもしれないので、なるべくそういう取組を取っていきたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 再質問させていただきます。

皆さんはオレンジリボン運動というのは御存じでしょうか。2004年、栃木県小山市で3歳と4歳になる2人のかわいらしい兄弟が、何度も何度も父親の友人から暴行を受け、その後、その顔を見たコンビニの店員さんが警察に通報したのですが、一旦は保護されながら、周囲の諸機関が適切な措置を取らなかったために、9月11日、ガソリンスタンドで再び暴行を受け、車の中でもさんざん暴行を受け、息も絶え絶えの状態です。橋の上から川に投げ込まれ、幼い命を奪われるという痛ましい事件が起きました。

また、同じ小山市なんですけれども、2005年に、このようなことが起こらないようにということで、カンガルーOYAMAという団体が、虐待防止を目指してオレンジリボンという運動を始めたというのが、まず、最初の始まりになっております。

こういった子供が虐待を受け、近年、命を失ってしまうという事件が、年間60件近く起きているということが、本当に痛ましく、悲しい思いであります。虐待を受け苦しんでいる子供たちがどんどん増え続けているということが、今、何とか、周りの大人たちのサポートが必要になるのではないかと考えています。今後、市では、周知ということで、きちんと啓発を図っていかなければならないと思うんですけれども、市の周知方法はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 周知の方法なんです、子供へのしつけを名目にした虐待が後を絶たないことから、令和2年4月から虐待防止法等が改正されたことに加え、コロナ禍で学校が休校になるなど、児童・生徒が家にいることが多くなる、また、相談する機会も少なくなるということから、虐待が増えるのではないかと心配していたところです。

虐待防止のための広報、啓発活動につきましては、まず、先ほど市長の答弁にもございました

たとおり、昨年5月に支給いたしました子育て世帯臨時特別給付金、こちらの実施通知のほうに、「子育て等相談窓口の御案内 心配や悩みがあったら1人で悩まず、いつでも御相談ください」というタイトルで、保護者宛てリーフレットを同封して通知をしたところです。

次に、11月に実施されております児童虐待防止推進月間におきましては、各保育施設と各小中学校を通じまして、リーフレットを各家庭に配布したところです。

また、今月、中学校の卒業式に合わせまして、中学3年生の生徒に対して、中学校の協力を得た上で、「中学校を卒業される皆さんへ」というタイトルのリーフレットで各種相談窓口の案内をさせていただく予定です。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 各種相談ができる体制を整えているという通知は出されているということで、感謝申し上げます。

また、今後もしっかりと広報啓発活動に励んでいただきたいと思っているところなんですけれども、この虐待の種類というか、一番、目につくのは、殴ったり、いろいろなところをぶったりとか、あざとか、そういうものができて目につく場合もあるんですけれども、子供の面倒を見ないネグレクトという部分で、子供を放置してしまうようなものがとても増えていると聞き及んでいます。

そういった対応、体制というのは、次の2番目の体制整備のほうで質問をさせていただくことにつながっていくんですけれども、次の質問に移っていきたいと思います。

2番目の質問では、市では要保護児童対策協議会を設置し、関係機関と連携を図り、児童虐待の防止、早期対応に努めています。現在の協議会開催や、関係機関との連絡体制について伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 要保護児童対策協議会の開催状況と、関係機関への連絡体制についてお答えいたします。

要保護児童対策協議会は、児童相談所や警察署、医療機関や民生委員、学校等の児童の福祉に関する幅広い関係機関で構成され、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、さらには、虐待を受けた子供の保護、自立に向けた支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援体制を整備し、充実を図っております。

会議としましては、代表者会議を年1回、実務者会議を年4回、ケース会議は適宜開催をしており、ケースに関する情報共有や支援方針の検討を行い、虐待等再発のおそれがなく、支援の必要がなくなったと判断されるまで継続的に指導・援助を行っております。

児童虐待につきましては、児童と関わる全ての関係機関と連携が重要であることから、今後におきましても、関係機関との連携を密にし、児童虐待の未然防止や、児童や保護者への支援に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今、市長が、協議会のメンバー構成と会議の内容、会議の種類というのをお答えいただいたんですけれども、市内で起きた虐待の件数は先ほど市長答弁にありましたが、種類というか、そういうものも聞き取っているのか、受け付けられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 虐待の種類というか、相談件数のほうなんですけど、先ほどの市長の答弁にもございましたとおり、平成28年度と29年度は15件ずつということだったんですが、平成28年度につきましては、前年度から継続している虐待の件数、こちらが13件、新規で起きたものが2件、平成29年度につきましては、前年度からの継続が7件、新規が8件となっております。

平成30年度、この年に一気に増えているところなんですけど、前年度からの継続が8件、新規としまして29件、合計37件となっております。

令和元年度、前年度が多かったせいで継続されたものが23件、新規が13件の合計36件。令和2年度につきましては、1月末現在ですが、前年度からの継続分が19件、新年度14件、33件となっております。

なお、今年度の33件の内訳ですが、虐待件数につきましては4つのカテゴリーに分かれておりまして、まず身体的虐待、2つ目が性的虐待、3つ目が心理的虐待、心理的虐待は面前DVとか、そういったものになるんですが、4つ目がネグレクト。こちらは矢板議員もおっしゃったとおり、育児放棄であったり、育児怠慢だったり、そういったものになってきます。

令和2年度の33件の内訳なんですけど、身体的虐待については、継続してきたものが6件と新規のものが8件。性的虐待についてはございません。心理的虐待につきましては、継続されたものは7件、新規が1件の合計8件。ネグレクトは、継続されたものが6件、新規のものが5件の11件となっております。

平成30年度に増加した理由なんですけど、まず、広報やマスコミ報道等により、国民や学校等、関係機関の児童虐待に対する意識や認識が高まったことが増加の理由であると考えられています。また、面前DVや兄弟への虐待を目撃したことによる心理的虐待、こちらを兄弟で一括して受理するため、人数の増加があったものと考えております。これは本市に限らず、全国的な傾向となっております。

なお、平成30年度の新規で29件ございますが、そのうちの15件が、この心理的虐待ということで、増えている要因となっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） この件数が増えた理由というのは、小さな、虐待とみなされてこなかったものも虐待の中に位置づけたということで、件数が増え増加したというふうに言われているところで、件数が増加したんだという説明であったと思うんですけども、虐待を見抜くためには、幼稚園、保育園、そういうところに通っている園の先生などが、明らかに様子がおかしいなということで見つけることがとても大事な場になってくると思うんですが、見つかった場合はどこに連絡が行くのか、連絡体制というのはどのようになっているのか、把握されているでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 児童虐待があった場合の対応の流れなんですけど、学校や保育施設、そこに従事します教職員、保育士等は、児童虐待防止法に基づき、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、市の虐待担当課や児童相談所等へ通告や情報提供を速やかに行うということが定められております。

なお、通告するに当たっては、確証がなくとも通告しなければならないとされておりまして、たとえその通告が誤りであったとしても、刑事上、民事上、責任を問われることは、基本的に想定されておりません。

市では、そういった関係機関や地区の住民、また、警察署等から相談、通告があった場合、その内容の整理と基本情報の把握にまず努めます。そして、直ちに緊急受理会議を開催し、緊急性の判断と調査を開始いたします。

また、虐待通告を受けた場合、市は子供の安全確認を48時間以内実施することが義務づけられております。受理会議の結果、緊急性が高いとされた場合、児童相談所への通告、また送致を行い、状況に応じて指導を受けることとなります。

また、緊急性が低いとされた場合、在宅による援助となりますが、保護者への虐待介入は通告から2週間以内実施することとされております。その後、関係機関を交えて、ケース検討会議を開催し、支援に当たっての援助方針であったり、具体的な方法及び時期、関係機関の役割分担の決定を図るという流れになっております。それ以降につきましては、要保護児童対策協議会において進行管理をしていくこととなります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、緊急性が高い場合、児童相談所に連絡をして、通告から2週間で会議を開かなければならない。そして、会議を開いて、実際、どのように対応していくかというのを皆さんで共有して考えていっているという体制は取られているということで、よろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 先ほど申し上げたとおり、通告を受けた場合、48時間以内に子供の安全確認をすとか、また、通告があった場合、2週間以内に保護者の虐待介入をするというものもありますが、それはあくまでも最低そこまでにということなので、緊急性を要するものは、特にですけれども、もっと早いペースで対応しているところです。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） こども課のお話はよく分かりました。小中学生の場合というのも、学校の教育現場でも、先生がちょっとおかしいなということを感じて、どのように対応したらいいかと、しっかりとマニュアル化がされているとは思うんですけれども、どのような対応をなされているか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 小中学校内において、虐待と思われる事象が発見されるのは、実際にはかなりの頻度で起きております。

特に一昨年は保護者が2名逮捕されてしまうという事例もございました。これは担任とか、または養護教諭がちょっと首にあざがあるとか、目の上に傷があるとかというようなことで出てきて、教育委員会のほうに報告があって、あと、こども課のほうに連絡をしてという状況になっています。

その他につきましても、父親の指導が行き過ぎて、ちょっとこぶができたというような事例とか、多々ありますので、そういった事例につきましても、こども課と情報共有しながら、また、我々を通さないでこども課に直接行く場合もありますので、それについても情報をいただいています。

ただ、学校の場合には、こども課とか児童相談所と違うのは、その子供とか保護者は卒業するまで学校は付き合っていかなければなりませんので、決定的に信頼関係を損ねるようなことはできないんです。そういった部分では、慎重に対応を重ねていくということと、それから、子供、保護者を含めてやっぱり心理的な補助しなければならないということで、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを県から派遣してもらったり、本市にはすこやか推進室というところに2名の心理士がおりますので、そういったものを派遣して、かなりまめに、十分と言うとあれですけれども、そういったところで手厚く補助していると考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 教育長からは、今、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣して対応しているとお伺いしたんですけれども、どのぐらいの割合、期間で派遣というか、市のほうに来ていただいているのか。ずっと常駐でいられているのか、どのような体制で来ていただいているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつきましては、塩谷南那須教育事務所のほうに2名ずついて、巡回しているという状況です。もちろん、このような事例があったので、派遣してほしいということでは、その都度、回数制限なく来てもらうということになってはいますが、それ以上に、うちのほうのすこやか推進室の対応の中で、こちらは時間関係なく、今日は誰もいないと思うほど、私が8時頃登庁しても、もう学校に行っています。また、2時頃から私が帰る頃まで誰もいなくて、「これは戻ってくるの？ 学校へ行っていて」などというような状況で、すこやか推進室の職員は勤務時間の関係なく、あれでまともに超過勤務手当なんかを請求したらどうになってしまうのだらうと思うぐらいの状況で働いてもらっているのが実情です。

県のほうの派遣も十分しておりますが、それ以上に、市のすこやか推進室の職員が手厚く訪問し、また、家庭訪問もしますので、それで100%とは言いませんけれども、かなり一生懸命やってもらっているという状況だと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、虐待をしてしまっている方へのフォローアップのようなことも併せて一緒に進めているということによろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）

本当に相談体制の強化というのが必要であるなど感じています。誰に相談したらいいのか、自分が子供に対して虐待としつけの境目みたいなのが分からなくて、私も過去に子育てをしている中で、子供があまり言うこと聞かないので、ちょっとここに入っていなさいなんて、閉めて、そこにに入れてしまったことも実際のところ、あるんです。

それが今は虐待になっているということになりますので、自分自身が育てていた時代と、今の時代では、大分様子も違ってきますし、子供たち自身も、そのことで親が怖いとか、誰に相談したらいいかというびくびくした気持ちというのが、本当にかわいそうなものだなということで、子供が親になった。その子供に自分がしつけとしてやっていたことが間違いだったねということで謝ったんですけれども、その子が同じようなことをしないために、やはり相談をきちんとしていかなければならないという、その親の務めであり、祖母の務めというか、そう

いう一つの外側にいる人間として、子育て真っただ中のサポート役として徹底していきたいと考えているところなんです。

それを、市の、ここで育っている子供たちに、少しでもそういう思いをさせないで、安心して、ここで過ごしていいんだということが分かるようにしていただきたい。また、しっかりやられている、さらに強化アップをしてやっていただきたいと感じているところです。

そこから、次の質問に入ります。3番目、最後の質問なんですけれども、子供の権利を守るために、全国では条例を定めている自治体があります。

本市でも、児童虐待防止条例の制定について、市の見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 児童虐待防止条例の制定についてお答えいたします。

本市におきましては、虐待に関する法律や指針に基づいて、児童虐待防止対策に取り組むとともに、令和2年3月に策定しました那須烏山市子育て応援プランに、児童の権利や虐待防止の内容を盛り込み、虐待対応や支援に要する児童、家庭への各種支援事業に取り組んでおります。

条例の制定につきましては、児童虐待予防、早期発見、早期対応のために、地域全体で児童を見守り、支える支援体制を強化しつつ、他市町の動向を注視しながら、これに関してはまだ検討させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、再質問いたします。

全国的には条例化を定めているということが大分増えてきてはいるんですけれども、県内では、近年、宇都宮市でも制定に向けて動いているという話を聞いています。那須塩原市では、子供の権利条例というのがとても参考になりました。

本市の出生数が減少傾向にある中で、大切な子供の命を守り抜く覚悟というのが必要であると思っておりますけれども、先ほど市長はちょっと考えたいというお話だったんですが、再度お伺いしたいと思います。制定に向けてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 決して条例をつくったから減るわけではないので、強化をしていくということで対応していきたいと思っております。

条例ありきで全てができるわけではありませんので、逆に言ったら、体制はかなり整っていると思います。子供たちのネグレクトとか、そういうことに関しましては、本人が気づいていない場合があります。最初からそういう親に育てられているので、自分が被害者だということを感じない場合もありますので、子供からの訴えより、やはり周りから気づいてあげることが

大切なので、その周知なども必要かなと思っています。

条例ありきではなく、皆さんの心の中に訴え、そして言葉が上がってくることを願っている方向に進めたいと思っています。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 市長のお考えは、もちろん私も条例ありきではないと思っています。ただ、きちんと、そのように方向性を定めるということが、今後、子供の命を守り抜くという意味では、大切なものではないのかと考えまして、条例制定はいかがでしょうかとお話をしているところです。

もちろん言葉だけで、形だけではなく、やっぱり心がそこに入っていけないと通じはしないと思いますので、時を見て、しっかりと定められる方向に考えていただけないかと思っていますので、担当課長、いかがでしょうか。意見をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 市長の答弁と同じなんですけれども、まず、本市につきましては、虐待に関する法律や指針に基づいて虐待防止対策に取り組んでいくことと、また、令和2年3月に策定いたしました那須烏山市子育て応援プラン、この中にも、児童の権利や虐待防止等の内容を盛り込んでおりまして、虐待対応や支援を要する児童、また、家庭への各種事業について取り組んでいるところでございます。

先ほどの条例化ということなんですけど、ちょっと調べてみましたところ、児童虐待だけに特化した条例を制定している自治体というのは、まず、都道府県につきましては、12の都府県が制定しております。指定都市につきましては8市、それ以外の市町村につきましては、20の市町が制定しております。

栃木県及び県内の市町においては、制定している自治体は今のところない状況です。ただし、虐待だけに特化したものではなく、もっと広い範囲の、先ほど矢板議員もおっしゃいました那須塩原市のような子供の権利条例というものを制定しておりまして、その中に、虐待に関する項目を入れている自治体というのは、比較的多い状況ではあります。

本市としましては、まず、現状の法律等で本市の実情に相違するところがあるのか。そして、那須烏山市子育て応援プランに基づき、児童虐待防止対策を進め、その上で課題を検証し、独自の条例を制定すべきかの判断と、また、各市町の状況を踏まえまして、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 市長、今の担当課長のお話を伺いまして、児童虐待防止だけに特化す

るものではなく、子供の安心・安全というか子供の権利というか、そういうものをしっかりと定めていくという中に虐待の項目を入れていくというやり方というのは、うちの市でも考える余地はあるのではないかと思うんですけれども、その考えはいかがでしょうか。ちょっとお話を。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） それは当然のことだと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、市長も前向きに検討していくということで、私は取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

子供を育てていくことは、楽しく幸せなことである。でも、いつも同じ心ではいられない、晴れもあれば雨も降る、そんな心に寄り添えるようにサポート体制の強化を強く要望いたしまして、本日の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（久保居光一郎） 以上で、7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告に基づき4番荒井浩二議員の発言を許します。

4番荒井浩二議員。

〔4番 荒井浩二 登壇〕

○4番（荒井浩二） 傍聴席の皆様、こんにちは。令和3年3月定例会一般質問最終日、3番目の、最後から2番目の質問となります。

本日は、電子図書館の設置についてと、2つ目が子供たちの見守りについて。3つ目が八溝そばに関する質問をさせていただきます。

今回、3月末に退職される課長様方には、今まで、私、新人議員を支えていただくような手厚い答弁をしていただき、ありがとうございました。今後も本市の発展にお助けいただきますよう、ぜひよろしくお願ひいたします。

それで特に、今回、神野課長にも、いっぱい質問させていただくんですけれども、後輩の職員を信じてらせていただくような前向きな答弁をお願ひしたいと思ひまして、質問者席のほうから質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） それでは、1つ目の質問からさせていただきます。1つ目の、まず電子図書館の設置と在宅学習の充実についてお伺いたします。

子供たちにタブレット端末が1人1台配られ、次年度からICTの利用による情報活用能力を育成すべく、GIGAスクール構想が全国的に本格的に動き出します。教育現場でも様々な取組が行われていくことになると予想されますが、学校だけでなく、在宅学習への可能性が模索される中、勉強や学びへの意欲をくみ上げ、成長の機会を幅広く与えるため、また、市民の教養を育み、情報通信技術への順応という観点からも、本市にも電子図書館の設置が必要だと考えるが、今後の計画についてお伺いたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 本市における電子図書館の導入計画ということについての御質問ですので、お答えしたいと思います。

電子図書館は、在宅でもパソコンやスマートフォン、タブレットなどの情報端末を利用して、インターネットから電子書籍の貸出しや予約などができる、それを読むことができるというシステムでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、電子図書館サービスが注目され、導入を検討する図書館が増えつつあります。2月現在で全国の約10%の自治体が導入しており、県内では7市町の15図書館で導入されております。

本市図書館でも、地方創生臨時交付金を活用し、導入できないかと模索しましたが、約200万円の初期導入費用が、交付金を活用しましても、毎月のシステムの維持管理費や、追加の電子書籍使用料等で年間100万円以上の経費がかかると見込まれており、現在の段階ではかなり難しいかなと考えております。また、各個人のネットワーク環境にも差がございますので、現段階では、時期早尚と判断し、導入を見送ったところでございます。

しかしながら、教育現場では子供たちに1人1台の端末を整備し、様々な学びのスタイルが形成されることで、将来的には在宅学習に参考書等の電子書籍の活用も想定されることや、市民の在宅での余暇活動や生涯学習活動充実のために、様々な電子書籍の活用ができるようになることが望ましいと考えております。

現在のところ、本市では電子図書館の具体的な設置計画はございませんが、電子図書館の導入を含め、利用者のニーズ把握に努め、時代に合った図書館の在り方を検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 答弁、ありがとうございます。

まず、今議会の中でも何回か答弁の中に出たんですが、GIGAスクールについて、改めてその開始時期などの予定についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 開始時期といいますか、GIGAスクールにつきましては、一応、先月末に端末を全部導入できまして、それからWi-Fiの校内設置も済みましたので、3月から各学校におきまして利用の初期段階が始まっております。4月から本格活用といいましても、在宅学習まですぐにとということにはなりませんけれども、向けて、現在、各学校で準備を進めているという状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ちなみに、指導内容などで、今のところ決まっているものとか、考えているものはございますか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 各学校において、週案その他指導内容等の確認を今行っているところですので、今後、毎時間全部使うというわけではありませんから、どのような教科はどのような指導内容に的確かということ、端末の調整と併せて、現在、検討中ということになります。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 具体的な内容に関しては、順次決めていくということで、多様な活用が期待できるということだと思います。

それで、ある程度の指針があるとはいえ、これから開拓され、成熟していく教育現場だと思うんです。その中で、本市でも先進事例になるようなものができればと思うんですけれども、例えば私が大学生になった頃というのは、大体2000年代の初めくらいなんです、その頃にはもう既に私の大学ではオンデマンド授業などというのが始まっていたんです。

オンラインではないんですけれども、サーバーにアクセスしてビデオ授業を受けたりとか、それと、大学ではないんですが、大手予備校などはサテライト事業ということで、衛星回線を使って、ビデオ授業などというのを昔から行っているんです。

そこで、先日の滝口議員の補正予算絡みでの答弁でも触れられたんですけれども、今後の専門指導教員を配置するか、そういうのはひとまず置いておいて、関連した視察研修なども既に行っているということです。各先生方において、ICT機器を活用した指導方法を共有する中で、指導方法の蓄積といったことを当然のように行っていくのではないかと予想されます。

県や国からも、同様の指導要領的なものが送られてくるのだと思うんですけれども、ただ、その土地だったり、その学校の特色を教育に反映する中で、今までのような紙媒体では表現が

難しかったものが、ICT機器の活用によって可能になるといったことがあるように思います。そこで、例えば指導力の均質化を図る方法とか、アイデアといったものは、今のところおありでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） その点につきましては、先日の答弁でもあったかもしれませんが、これからということにはなりますが、先進地の市町にお伺いをして、各小中学校から、中心となる先生方をまず、それから何人かずつ、そういった研修を重ねながら、資質の向上といたしますか、使うより慣れるのではないんですが、そのような形で機器の操作に慣れていった中で、今、お話をいただいた、そういったものを高めていければと思っております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 教員各自の努力というのは当然求められるとは思いますが、今、現場が全国的にも大変込み合っていて、落ち着かない状況だと思います。各授業を講座化するという方法も、落ち着かない状況なんですけれども、今のうちから各授業を講座化するというようなことも考えていったらいいのかなと思います。

先ほども触れたんですけれども、例えば大学や予備校では、もう20年前からビデオ授業というのは行っているんです。大きな理由としては、私は教育長の授業を受けさせていただいたことがないので、どういったものだったかというのは存じ上げないんですが、教師とか講師の中には、教えるのが非常に上手な先生がいらっしゃるんです。テレビなんかでも、林先生などは、そういったことから、それが高じてテレビに出て活躍されているのではないのかなと思います。そういった名物講師の授業を一つの講座としてまとめたり、コンテンツ化することで、いつでもどこでも視聴して学ぶことができるようになると思います。

理想を言えば、授業を全てリアルタイム、もしくは事前に記録することで、授業を音声も含めた映像として保存する。来年度になれば子供たちにタブレットが貸与されますから、それらの映像資料を、今後アーカイブ化して、いつでも授業の復習に利用できるようにしたりとか、他の先生が指導の参考にすることもできるのではないのかなと思います。

それと、時折、先生が出張なんかに行かれることがありますよね。その際に、プリントなどを与えて自習をさせたりすると思うんですけれども、その際にも、事前に収録した授業を流して、単なる自習時間ではない映像授業を行うことが可能になるのかなと考えております。

もちろん分からないこととか、生徒が興味の湧いたことについては、その後質問できるような機会を設けるといのが大変重要だとも考えております。ただ、こんなアイデアというのは、やっているところは、探せば、もしかしたら私立とかで既にあるのではないのかなと私は思うんです。検討としては、本市の現場でも、既に話題くらいには出ているのではないのかなと予

想したいんですが、こういったものというのは本市でも採用できそうですか。教育長か、課長お答え願えますか。ちょっと印象を教えてください。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 今、いろいろサジェスションをいただきましたけれども、まず、高校程度でも、通信教育でサテライト校というのは、実はインターネットを使って学習して、特にスポーツ関係で、最近、高校生とか中学生でも海外遠征とかをしている、転戦している子がいますので、そういったところについては通信制高校、私立のほうでは、そういったサテライト授業ということで、インターネット回線を通じた授業、またはCD等を使った授業を行っています。

議員がおっしゃるように、せっかく入る機械ですから、十分使って、授業の講座化というのはちょっと難しいかもしれませんが、やはりお互いに授業を見せ合うのを、後でもできるわけですから、今までは一堂に集まって1人の授業を見るというような、ある程度、時間をロスするようなどころがありましたから、そういった部分については、十分できると。

それから、休んだ生徒にそれを見せるということも、実際、今後できるようになると思います。私が真岡高校の教頭のとときに、実は800万円、県から予算を取って、天井にあのようなカメラを据え付けて、しかも、自動追尾式といたしまして、教員がここに、ペンダントのようなものをつけていると、カメラが自動的に追うんです。それで授業をやって、真岡高校の場合には部活で休む子が多いので、野球とかサッカーとかテニスとかが非常に強い学校ですので、だから、それに合わせて休んだ子にそういう授業を提供しようということで導入をいたしました。

なかなか運用するというのは難しかったという点は、実際はあるんですけども、そのような設備も、県内ではまだ真岡高校しか入っておりませんが、ほかの県には、一応ありますよというような話で導入したわけですが、そういったことも、十分、今後、私も経験してきていますので、議員のおっしゃるような方法その他、使用方法を実践していきたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 答弁、ありがとうございます。

教育長がおっしゃるように、こういった授業のアーカイブ化というようなものを行えば、授業ごとの遅れといったものは軽減できるんです。決まった時間に授業というのは終わるので、場合によってはついていけない生徒というのも出てくるかもしれませんが、遅れというのは、比較的軽減できるかもしれない。

それと、答弁にもありましたけれども、学校を休んでしまった生徒だったりとか、不登校の児童への勉強の遅れにも、単位や出席の認定といったことは、もしかしたら、本市では難しい

のかもしれませんが、ある程度対応できるのかもしれませんが。

さらに質問させていただいている電子図書館の設置が、今後、本市でも実現すれば、それらの映像資料を蔵書化することで、子供たちが日頃から受けている授業と同様のものを、インターネット回線やデータさえあれば、家や学校、図書館等に場所を縛られずに、いつでも誰でも視聴ができて、自主学习や、大人たちの学び直しの場につながったりもするのではないのかなと思います。

先生によっては、公開に対して抵抗があるなどという場合には、学校図書館の中での電子アーカイブ化というものも、ローカルな感じで考えてもいいのかなと思います。

そういったことを本格的に図書館も巻き込んで取り組んでいる事例はあまり聞いたことがないので、本市の教育の先進的な実践のPRになるのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） まず、先ほど1点申し上げ忘れてましたので。1点はアーカイブ化とか、それはすぐ考えてはいるんですが、ただ、撮影方法とか、機材のほうでGIGAスクール構想には入っていませんので、それらについては、今後、さらに検討し、準備していかなければならないということです。

それから、今の議員の御質問については、議員のおっしゃるような形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 教育長がおっしゃるように、映像制作に関する課題というものがやっぱり残ります。今まで、学校の先生なんかは資料づくりは、さすがにもう手書きの方というのはいらっしやらないのかなと信じたんですけども、Microsoft Officeのような事務系ソフトだったり、PowerPointなんかで資料づくりをされている方が多かったのかなと思います。

ただ、今後は、動画編集等のスキルが求められてくるのかなと思いますので、そういったフォローも考えて、時代に合った教員の資質の向上に努めていただきたいと思います。

それで、GIGAスクール構想における自主学习、家庭学習について、結構触れてしまったんですけども、子供たちが日頃から学ぶのは、何も教科科目の学問だけではなくて、知的好奇心や運動能力を刺激することで得られる経験も、また学びであると私は考えております。

そんな中に、教育においてしばしば推奨されるものに、読書というものがございます。読書率というものは全体に落ちてきていると思うんですが、本市でも同様に落ちてきているという考えでよろしいでしょうか。ちょっと端的にお願いします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） そのようにしております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） これは全国的な傾向だと思うので、なかなかこの読書率を上げるというのは、やはり難しい問題だとは思いますが。それで本市にも設置されている図書館というのは、社会教育法に基づいて法令化された図書館法によって定義づけられているんです。皆さん御存じだと思うんですけど。また、それとは別に、子供の読書活動の推進に関する法律、通称読書推進法といったものがありまして、その中で、地方公共団体の責務として、第4条に子供の読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すると明文化されております。

そこで生涯学習課長にお伺いしますが、この推進法は、国が基本計画をつくって、県がそれに準じたものを策定する。各市町が、それに倣って計画をつくるようにうたうものなんですけれども、こういった計画というのは本市にもあるのでしょうか。

また、併せて、本市における図書館にまつわる条例規則等あれば、そういったものについて教えてください。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 今、御質問をいただいた計画の関係でございますが、確かに子供たちの読書活動推進計画というものを5か年計画で作成しております。その上位計画には生涯学習推進計画、さらには、教育ビジョンというものに基づいて活動しております。

さらに、図書館に関連しての条例規則については、図書館の設置管理条例、図書館の協議会の設置運営条例というものがございます。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 私も事前に、子供読書活動推進計画第3期計画とありまして、冊子にもあるんですが、PDFでオンライン上でも公開されております。せっかく電子書籍の話をするんですから、私もこういうふうにiPadで資料を読んだんですけども、この中には第4章にわたって読書に関する意識調査だったり、計画の位置づけ、基本方針及び目標、主な取組について述べられております。

それで、電子図書館の設置について議論をする前に、本市に仮に電子図書館設置するに当たって、先ほどの計画や条例、及び規則なんかもあると思うんですけども、それについての見直しや改正といったものは必要になるものがあるのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 先ほど、条例で申し上げた図書館協議会というものがございます。

今年は、コロナの関係で開催が少なかったんですが、昨年7月に第1回、さらに今月に2回目ということで今計画をしております。その中で、毎年、図書館において市民の意向調査、あるいは子供のアンケート調査、そういったものを通して、それを分析し、会議で議論をし、今後どのような管理を進めていったらいいかというようなことを協議会で検討し、来年につないでいる会議でございます。

以上のようなことをしております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ちなみに、管理条例の中に施行規則というものがあると思うんですが、その中で、電子図書館に関する用語の定義とか、そういったものは必要だったりするのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 電子図書についての明文はなかったと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 分かりました。

今後、もし設置するのであれば調べていただかなければならないと思うんですけども、先ほど生涯学習課長の答弁の中で、協議会があって、これは法律に基づくんですけども、図書館の評価を協議会を通して行っていると答弁がありました。それで、私は図書館を利用することというのは、正直少ないんですが、その中で、例えば利用している方、議員さんなんかにもかなり多くいらっしゃると思うんですけども、サービスに対する苦言とか、何かそういったものが結構あったりするようなんです。

例えば、契約の中では、指定管理の施設の中の職員において司書数が決められたりとか、職員の数というものが決められて、その上で契約して、指定管理施設はその契約を履行するために、それを守って運営しているはずなんです。ただ、中には職員がいないのではないかとおっしゃるような方がいらっしゃいます。私も行くと、案外、人が少ないんだなと思うことがやっぱりあるんです。そういったことの御意見とかは、何か聞いたことはございませんか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 先ほど申し上げたアンケート調査というのを毎年行っておりますが、その中にも市民意向、いろいろな意見が確かにございます。そういったものを含めて、協議会で検討しております。

今、質問のありました司書数とか、そういったものがきちっと合致しているかという部分についても、当然、市側で確認をしております。満たしているかという部分についての最終判断まではまだ至っておりませんが、現在、南那須図書館は司書が6名だったと思います。烏山が

3名という方が、今、勤務されております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） その点は分かりました。

それと、指定管理の話になるんですけども、読書推進計画というのは5か年計画で、今度は2023年度に終わって第4期計画を新しくつくと。現在、本市に入っている図書館の指定管理業者さんは、来年度中に契約が切れると。もし今後、選考があるんだと思うんですけども、その中で、例えば指定管理業者さんが、仮に変わるようなことがあったら、その中で条例だったりとか何か施行規則とか、そういったものに影響というのはあったりするのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 指定管理については、御存じのとおり、令和3年度で満了となります。ですから、来年度早々に準備を進めていかなければいけないと思っております。そういった、これまでの入札の方法もよく勘案して選考していくことになるかと思えます。その中で、議員の御提案の電子図書については、何に基づいての設置という部分では、市独自で規則等をつくっていくことになると思えますから、それは指定管理者側が決定してから、どのような運営をしていくかという部分も、市の提案もありますし、そういったことを加味して決めていくようになってくるかとは思っています。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 生涯学習課長から、指定管理業者の選定に関する答弁がございましたので、併せてお伺いしたいんですけども、前回、図書館指定管理業者の選考に当たって、3社が応募しました。

その中で、現在の指定管理業者に決まった経緯などを御存じでしたらお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 詳しい選定の中身について、私も、よくまだ理解をしておりますが、最終的には、やはりこちらで予定していた価格が一番の決め手ではないかなと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こちらに指定管理候補者の選定までの経過報告というものがあまして、今現在の指定管理業者は平成23年から、およそ10年近くやっているわけなんですけれども、現在の業者に選ばれた理由などを見ていくと、実は国内の図書館というのは、株式会社図書館流通センターという管理者がメジャーで、ほとんどの図書館がこちらで運営されてお

ります。

この選定結果書を見ると、図書館の指定管理実績がほかの2団体よりはるかに多く、事業内容や提案についても安心して委託できる団体だと思われ、審査項目の指定管理料以外は、全てにおいてほかの2団体より点数が上回るものの、指定管理料において点数の差が大きく、決定された評価配点であるため2位になると。1位のものとは比べて、金額の部分だけで劣っていたんです。ほかの点では全て上回っていたけれども、金額の点で劣っていたと。ちなみに、その金額なんですけど、現在入っている産業共同事業体が、5年契約で3億6,200万円で契約しました。

2位の図書館流通センターというのは3億9,326万5,000円。大体3,126万5,000円、年間当たり625万3,000円ほど高いと。それで落とされてしまったんです。600万円というのも、もしかして場合によっては結構な金額になるのかもしれないんですが、ただ、やはり私なんかも今回質問させていただくに当たって、いろいろな図書館を見させていただきました。

その中で、うちの図書館とほかの図書館、ここが違うなというところが結構見つかりまして、中でも、教科書に載っているような本が少ないとか、それから、ノーベル文学賞なんか、ほぼ毎年のように発表されますけれども、そういった書籍がほぼないと。私、ガルシア・マルケスの『百年の孤独』とか、すごく好きなんですけど、そういったものも見当たらないと。

それから、純文学とか、そういう文学系はやはり結構人によって好みがあると思うんですけど、古典はやはり弱いと。それとは別に、比較的一般の方にも需要があると思われる旅行系の本、『地球の歩き方』なんて黄色い背表紙の本を、皆さん本屋さんで見たことがあるのではないのかなと思います。友達が作っているんですけど、それは海外旅行される方なんかは自前で用意されたりとか、場合によっては結構高い本なので、図書館で借りるなんていう方が多いんです。旅行二、三日とか1週間のために、ちょっとこの金額は払えないとか、やっぱり毎年変わるものだから常に新しいものを読みたいとか、何かそういうことで、結構、図書館には蔵書として人気があって、そろえているところは多いんです。そういったものが、うちの図書館というのはないかと、すごく印象として残りました。

それで、ツタヤ図書館の件でも結構問題になったんですけども、言い方が適切かどうか分からないんですが、結構、中古本屋さんで売っているような内容の10円とか50円で買えるような内容の本が多いなと思ったんです。なので、その点に関しては、何かやっぱり図書館の管理業者によって差というものが生まれるんだと、非常に感じました。

それで毎年、図書館の流入数に関して、昨年の行財政報告書では利用減少となっております。コロナ禍による影響だと、そのとき質疑において答弁をいただいた記憶があるんですけど

ども、本年度も、当然ながら、その傾向は続いているのではないのかなと容易に予想できるわけなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 私も、1月までの貸出利用者の数を確認してみました。昨年1年間では、南那須・烏山合わせて4万7,900人ぐらい、毎年このくらいです。それに対して、1月末で現在2万8,000人ということで、1,900人ぐらい減少している状況だと。あと2か月ですから、3万人ちょっとかなというふうな予想しております。

貸出しの冊数も、うちにいてインターネットとかで予約を今年はいろいろ受け付けたりしていましたから、直接、図書館に向かなくとも、そういったサービスも含めてやっておりました。そういった数は具体的に調べられない部分があったんですが、冊数で比べると、昨年あたりは年間で20万冊、貸出冊数があったところ、現在のところ1月末で13万4,000冊ぐらいというような状況ですから、やはりこのコロナ禍の影響で、図書館に足を運ぶ方が少なかったのかなというのは伺えると思いました。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） インターネット予約等も活用されていたようなんですけども、休館の影響なども、もしかしたら、多少あったりするのかなと思ったりもするんですが、取りあえず、利用者数が減っているのであれば、なおのこと、直接行かなくても本が借りられる電子図書館の設置によって、国から頂いたタブレットを活用して子供の読書推進に努めてはいかがかなと思います。教育長、どうですか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） そのような形で、やはりいろいろな方の御意見を伺いながら、先ほど議員がおっしゃったように、人によっては嗜好が、窓口が違う部分もありますので、ただ、それを全て万人に合わせて全部ということはなかなかできない部分がありますので、そういったところを調整しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 正直、著作権というものの関係上、電子書籍の蔵書というのも偏りがあることは否めないんです。ただ、中には、蔵書の充実化を図るために、市や関係機関が作成したリーフレット等が自由に閲覧できるようになっているようなところがあったりします。

それで、商工観光課長にお伺いしますが、本市でも築城600年を記念した漫画冊子等を配布したりしたんです。そういった電子書籍、電子図書館という場を積極的に活用することで、本市のPRにつながるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。著作権等に対しても、問題はないでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

著作権等の問題は出てくるとは思いますが、市のほうで作成したものであれば掲載は可能かと思えます。そういった掲載により、より観光客の方が見えてくれることに対しては、私どもとしては賛成していきたいと思えます。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 簡潔で構わないので、ちょっと答弁いただきたいんですけども、今作っている映像資料なども、電子図書館、電子図書館という、どうしても文字、テキストデータのイメージが、絵とか文字とかというイメージがあるんですが、映像資料なんかもやっぱり図書館に保存できるんですが、今つくっているものなども、保存できるとお考えですか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 映像につきましても、保存できるものだと考えます。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） せっかくいつもお金をかけて作成しているんですから、一過性のものとならないように、そういう場を設けてどんどん活用していただきたいなと思えます。

それと、さきの同僚議員の一般質問でも出ましたが、併せて貴重な郷土資料を本以外でもデジタル博物館として公開するプラットフォームとしても活用できるのではないかなと思えますので、単純に安いとか、そういう物差しで考えるより、それをいかに活用して、本市の魅力をPRしていくかということにつながると思うので、考えてみてはいかがでしょうか。

それで、著作権の話が出たんですけども、本の著作権というのは国にもよるんですが、大体50年とか70年で消滅するんです。それらを有志ボランティアが文字起こしや朗読によって作品をテキストデータや音声データ化して、インターネット上で無料で公開しているものがあります。そういったものを、教育長は御存じだったりしますか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 存じ上げております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 名前とかは分かっていますか。青空文庫というもので、教育長は本がお好きなので、もちろん御存じなんだと思うんですけども、無料で太宰治とか夏目漱石の作品を読んだり、聞くことができます。電子書籍の蔵書を整備するとなると、やはり多額の費用がかかるというものであったり、著作権の問題があるので、電子図書館の蔵書というのは、そういった著作権切れの古典文学が非常に多い傾向にあります。その作品の魅力というのは、

皆さんの知るどころだとは思いますが、図書館というのは性質上、子供の教育のための資料のみを集めればいいのではないんです。

本市はお金がないから、申し訳ないが、電子図書館はできない。子供たちの読書活動は残念ながら推進できないというのであれば、各学校において生徒に青空文庫などの利用方法をぜひとも教えていただきたいんです。

ほかにも海外の有名美術館、メトロポリタン美術館だったり、オランダのアムステルダム国立美術館だったりとか、そういったもので公開されている貴重な美術資料が、超高画質で、葛飾北斎の浮世絵とか、ジョルジュ・スーラとか、油絵のタッチが分かるぐらいの超高画質で保存されて公開されているんです。そういったものもあつたりしますから、タブレットを使って、そういう有益な使い方を、市にお金はなくても、ネットがあれば、子供たちにスキルがあれば、欲しいものは割と手に入るんだということを学んでもらえるように、現場の先生方には頑張ってもらいたいと思います。

ICTスキルの習得というのは、インターネット上のどこに、どの情報があるか、欲しいものを探し当てる能力、宝探しの技術とも言えるのではないのかなと思います。そんな教育と電子図書館の実現を要望して、次の質問に移らせていただきたいんですが、いかがでしょうか。宝探し、子供に教えられそうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 多岐にわたっているんで、ちょっと整理がつかないところもありますけれども、子供たちについて、まず本市の図書館、予算が少ないながら蔵書の充実に努めているという現状も御理解いただくとともに、おっしゃるようにインターネット回線を使いたい。ろいろな映像その他は、授業の中で必ず使わなければならないぐらいに、今、必要な部分でございまして、そういった部分については、職員のほうもやはりスキルを高めてもらって、うまく十分に授業の中で生かせる形で使用するというような研修等も今後進めてまいりたいと思いますので、そのような方向で進めてまいります。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 追加であれなんですけれども、質問ではなくて、OECD、経済協力開発機構の調査の中で、日本の子供たちのICT教育環境が一番悪いと、教員の質も実はあまりよくないという結果が出たりしているんです。

今この時点でも、世界の子供たちはかなりICTスキルに精通して、みんな使いこなしてきているわけです。その中で日本の子供たちだけが遅れて、宝を探せないというような状況に陥らないように、本市のほうでもしっかりサポートしていただきたいと思います。

次の質問なんですけれども、子供を見守る環境づくりについてお伺いいたします。

本市の児童は、見守りタッチシステムというものを利用しているんですが、時代の流れとともに、ICTが発達し、ほかにも様々なサービスが利用できるようになった昨今、子供たちの安全を確認し、保護者のさらなる安心を確保するための時代に合った検討についてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 子供を見守る環境づくりについてお答えいたします。

本市は児童と保護者の安心・安全のために、児童見守りタッチシステムを導入しております。このシステムは、児童が学校に着くとき、もしくは学校から出るときに、児童が持っているICカードを昇降口付近に設置してある機器にタッチすることで、あらかじめ登録してある保護者の携帯電話等に登下校の確認メールが自動的に送信されるシステムであります。

保護者は、児童が無事に学校に登校したことを受信したメールで確認でき、下校の際には保護者の実情に合わせて迎えに行くことができるため、保護者からも好評だと伺っております。

また、登下校を知らせるメール以外にも、教育委員会や各学校から小中学生の保護者宛てに連絡事項等をメール配信することもできるため、時間割の変更、持ち物、提出物等の連絡だけでなく、警察からの不審者情報や、地域の事件などの情報発信ツールとしても活用しております。

議員御指摘のとおり、ICT分野の進歩は日々進んでおりまして、本市のシステムと同様のサービスを民間業者も展開しております。比較してみますと、本市のシステムは一般のインターネット回線を利用するため、タッチ機器や回線に不具合があると、保護者へのメールが届かないという課題がございます。また、一方、民間業者のシステムは、安定した回線の使用や、学校に限定せずとも保護者にメールを送信できるなどのメリットがある反面、市内全てをカバーする通信網が確立されていないというようなどころもございます。

システム導入に多額の初期費用がかかるなど、デメリットもございますが、これについては入れるべきときは、やはり入れなければならないという部分もありますので、今後の状況を把握してまいりたいと。県内外の様々なサービスを情報収集しながら、児童と保護者が利用しやすい、本市の実情に合った児童見守りシステムの在り方を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

現在のタッチシステムに対して、今のところ、保護者から苦情その他は来ておりません。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 好評を得ていることだと、保護者の安心も買っていると。教育長の答弁の中で、もしかして言い忘れたのではないのかなと思うんですけども、防災無線なんかも

やっぱり子供の見守りに寄与しているのではないのかなと。重要なものであると私は認識をしております。

それで、子供が小学校に着いたりとか、出てくるだけのための機能、私はそのように捉えているんですけども、そちらの金額に関して、本年度は9月にタッチ機器、小学校の昇降口に付近に設置されているものと答弁があったんですが、そのリース料が終わったので、来年からちょっと安くなると。ただ、今年かかっている経費で単純に計算させていただくと、見守りタッチシステムというのは、今まで年間553万2,785円かかっているんです。児童生徒は令和2年12月1日あたり1,081人いますので、1人当たりで計算すると、約5,118円かかっていることになります。リース機器の支払いが終わったので、85万2,120円、安くなります。そうすると1人当たり約4,330円くらいのもことになるんです。

子供が学校に行った、帰ったというものに対して、年間それくらいかかっていると。そもそも子供が登校したのに学校に行かないとか、下校したのに帰ってこないなどということはあるのでしょうか。また、スクールバスを利用している児童は、曜日の違いというものはあると思うんですけども、登下校時間に変動といったものはあるのでしょうか。

スクールバスは時間がある程度決まっているんだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 当然、時間が、曜日によって早い下校時間になったり、違いがありますけれど、やはり登校だけじゃなくて下校の際に、そういったお知らせが保護者さんのほうに届くということは、確かに荒井議員がおっしゃるように、それだけかと言われると大変厳しいことであるんですけども、ある意味、安心が確保されているものと認識はしております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 私はやはりタッチシステムの必要性には疑問が残るんですけども、ちなみに簡単にお聞きしたいんですが、毎日の登下校の中で、学校外にいる子供に問題があった場合の責任の所管というのは、学校と保護者、どちらにあるのか教えてください。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 状況にもよりますが、学校管理下の時間以外は保護者にあるというふうな、今までの教育委員会その他、また判例等の事実でございます。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 保護者なのであれば、子供の状態を把握するのは保護者にとってやっぱり重要なことなのではないのかなと思います。

それで、私はタッチシステムに代わるものが例えばどういうものがあるんだと、対案を持っ

てこいとおっしゃられると思うので、調べてきました。

携帯回線事業者のソフトバンクが発売している「どこかなGPS」というものがあります。大きさは、スマートフォンに対して、4.7ミリ四方で、厚みが15.5ミリといった小さいデバイスなんですけれども、これが価格が1万3,200円で、これで2年間の通信料。これ何ができるかという、子供がどこにいるかというのがリアルタイムに把握できるんです。追跡もできます。こちらの通信料というのは2年間込みで1万3,200円。結構これは破格だと思います。

じゃ、2年後は幾らかかるんだという、毎月440円の通信料がかかります。これには7つの機能がありまして、現在地の測位とか移動履歴、目的地への到着を教えてくれるとか、ボタンを押すと、今ここにいるんだよって保護者のスマートフォンに連絡が行くようなものだったりとか、家の中に入ると、家の中のWi-Fiと連動して家に帰ってきたと、親に通知があるんです。タッチシステム以上の性能があつて。

また、子供なんかと例えばスーパーマーケットに行ったときに、子供がちょっと離れたりと、子供が離れたよってアラートが親のスマートフォンに来るんです。それと、親が子供が今どこにいるんだろう、分からないというときに、親のスマートフォンから子供のどこでもGPSを鳴らすことによって位置を把握することができます。どこかで寝てたとか、そういうことも分かるわけです。

そういう便利な機能があつて、例えば徘徊のおそれがあつたりとか、ガラケーを使っている高齢者なんかも、こうやって見守ることができたりするのかなと思います。保護者がスマートフォンを利用している前提というのはあるんですけども、ガラケーは今後販売も終了して、数年後には使えなくなると。将来的にはみんなスマートフォンを使うような世界になるのかなと予想するんです。

こちらの費用を、これは学校教育課の担当者さんに比較した資料を作っていただいたんですけども、先ほど申し上げたタッチシステム、年間、これは安いほうで見て468万665円かかっていると。GPSのほうが1万3,200円税込みを見童生徒分1,081人で計算すると、570万7,680円なんです。これを1人当たりで計算する際に、どこかなGPSというのは1年目だけ初期投資がかかるんです。2年目はただで、3年目から通信料がかかると。これは長く使えば使うほど年数で割ると、初期投資が安くなるのかなと思うんですけども、3年平均で見ると大体6,658円、1人当たり6,658円、年間にかかる、3年間で、各年で。

対して、タッチシステムというのは、子供が学校に来た、学校から出たという機能だけのために4,330円を払っているんです。この差がおよそ950円。これを高いと見るか安いと

見るか。この金額で子供の安全を担保できるんだったら、私はすごく安いのではないのかなと考えます。

そんなようなものがあるのですけれども、時間がないので早口で申し訳ないんですが、こういったものを場合によっては大口購入によって、スケールメリットでもって企業から割引価格で買うとかということもあつたりとか、また、先ほど保護者にもしかしたら責任があるかもしれないというような、場合によってはそういうことがあると思うので、ときには、学校で保護者に金銭的な負担をお願いすることがあつたりとかって聞くんです。学校のドリルを買うのに3,000円をたまにお願いしたりとか、そういうような感じで、一部、保護者にこういう費用を負担してもらうことで、お互い、学校からも保護者からも子供の安全を確保できるような検討というのをしたらいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 差額について高いか安いかなというのは、今ここで即答はできかねますけれども、ICTの進歩によって、さらにもっといいシステムができるかもしれませんが、現在のタッチパネルと比べて、確かにいいシステムだと思います。

ただ、一番問題なのは、学校から出た後、保護者がGPSという子供の位置を特定できるということに対して、保護者のほうのやはり理解がなかなか得られない保護者がいると。今でもそんなの要らないという保護者の方もいるので、やはり議員のおっしゃるシステムの問題点は、個人情報どこまで、閉鎖的に学校と保護者だけで運用できるかという点とか、やはりまだ勉強しなければならない部分も多いかと思しますので、現段階では私はタッチパネルが最適だと思っていますけれども、日進月歩の進み中で、さらにいいものが出てくれば、当然、それに乗り換えるのはやぶさかではありませんので、またいろいろ御紹介いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） タッチシステムが最適だという答弁をいただきました。

基本的に個人情報とかそういったものに関しては保護者に移管するような感じで、問題があれば保護者からその情報を得るといような感じにしたら、ある程度、回避できたりとか、いろいろそういった検討というのはする余地はあると思います。

昨年の7月に総務省のほうで、今までは学校に携帯を持ち込むなど言っていたんですが、条件付で緩和したという経緯があります。今、令和2年度の総務省調査によると、小学生の53.1%、これはちょっと学年による違いというのがあると思うんですけれども、まとめて、中学生で79.3%がスマートフォンを使用しているんです。ガラケーを使っている子もいるので、実際の所有率というのはもうちょっと高いのではないのかなと予想します。

場合によっては、こういう費用を、どこからGPSみたいなものを市から買ってあげる費用がないのであれば、最悪、家庭の資産に頼るというか、これは反対が多いと思うんですけども、保護者の金銭的な負担も増えるんですが、生徒に条件付でスマートフォンの持込みを許可することで、日頃からICT機器に慣れ親しませると。それによって学校としてもスマホにあえて向き合って、先ほども言ったOECD加盟国37か国中最低だという日本のデジタル教育に対して最下位の汚名を返上すべく、本市から逆転の発想でデジタル教育を発信するというのもできるのではないのかなと思います。

そうすれば、単純にタッチシステムで利用している500万円ぐらいが浮いて、別なことに使えるのではないのかなと思います。本当は答弁をいただきたいんですけども、このまま進めさせていただきます。このように時代によっていろんな機器が出ているので、取りあえず常にアンテナを張って、検討を重ねていっていただきたいと思います。

それで、次の最後の質問に移らせていただきます。八溝そばブランドの育成についてお伺いたします。

本市や関係者の方々による熱心な取組から、八溝そばブランドは徐々に浸透し、観光誘客への重要な資源となっております。そのポテンシャルを十分に生かし発展させるための、本市における今後の取組や施策についてお伺いたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 八溝そばブランドの育成についてお答えいたします。

近年、八溝そばにつきましては、本市のみならず、八溝そば街道を構成します那珂川町、茂木町、市貝町でも栽培が盛んに行われており、作付面積も年々増加するなど、そのブランド力、知名度、評価は、そばの生産地として名高い県西部地域のそばと十分に肩を並べるまでに成長してきたと自負しているところであります。

また、夏そば、秋そば、寒ざらしそば、発芽そばなど、年間を通して食べられる種類も豊富であることから、県内外から多くのそば通をうならせているところであります。

昨年は令和元年東日本台風の被災によりやむを得ず中止となりました八溝そば街道そばまつりも、例年は県内外から多くの方が来場され、八溝そばのPRと地域の活性化につながっております。

コロナ禍における経済対策の一環として実施しました八溝そば半額キャンペーンは、当初の予想をはるかに超える反響があり、大成功のうちに事業が終了したことであります。その影響もあつてか、市内のそば店からはリピーターも増えたというお言葉をいただいているところであります。

八溝そばがこれほどまでにブランド化されたことは、生産者をはじめ関係各位の努力の賜物

と感謝しているところであります。

今後は品質の維持から向上をはじめ、土地利用型農業の中心的な産地型形成を推進しながら、県や市の補助金による、ハード、ソフト両面の支援や、経済所得安定対策交付金や産地交付金を有効に活用した収益力のあるそば生産を目指し、後継者の育成強化や、安定的な生産供給にも取り組んでまいりたいと考えています。

八溝そばは、野菜、花卉などの園芸作物の作付が少ない本市にとりましては、梨などの果実と同様に、重要な農産物の一つであります。今後とも関係機関と連携を図りながら、さらなる産地化に向けた支援を図ってまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 市長から答弁をいただきまして、ありがとうございます。

その中に、そばまつりに言及したお話があったんですが、昨年の議会答弁の中で、令和3年度はそばまつりを開催するとのことでした。今年の予定はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 令和3年度のそばまつりにつきましては、先月のそばまつり実行委員会で、令和3年度のそばまつりは実行しないというお話で承認を得ておりますが、やはりコロナ禍の中で状況が好転ということになれば、開催というものを頭に入れて予算を利用していきたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） そばまつりをやりたいが、もしかしたら代わりの事業をやるかもしれない、状況を見ながら模索していくということですね。

昨日の渋井議員の質問でも関連して触れましたけれども、昨年のような、さっき市長もそばの半額キャンペーン、ふだん並んだりしないうちのおやじが、わざわざお店に行って何か2時間くらい並んだとかという、そばのキャンペーンは大変好評だったわけなんですけど、そういったそばの半額キャンペーンというものも行うことは、検討のうちにあたりするのでしょうか、一言でお願いします。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 昨年の半額キャンペーンの後に、反省会を行いました。各店舗の店主の方からいろいろと御意見をいただきまして、やはり1か月は長い、体力的にちょっと疲れるので、そういったものを考慮していただきたいということもありました。そういった意見をいただきながら、できればそういったキャンペーンを実施する際には、短期間の中で実りある成果を出せるような運営をしていきたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） その他、八溝そばブランドの向上のために課で取り組んでいることはいろいろあると思うんですけども、例えばふるさと納税返礼品の中で納税額を増やすために、そばの販売なんかもしたらいいのではないのかなと思います。

最後に一言なんですけれども、今年の寒ざらしそばの味というのは、大変いいということなので、議場にいる皆様、ぜひ食べてください。これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 以上で、4番荒井浩二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。再開を2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告に基づき9番小堀道和議員の発言を許します。

9番小堀道和議員。

〔9番 小堀道和 登壇〕

○9番（小堀道和） 皆さん、こんにちは。議席番号9番の小堀でございます。一般質問3日間でしたけれども、その最後でございます。傍聴席の皆様、議会に足をお運びいただき、ありがとうございます。

毎日、那須烏山市のコロナ感染者が出ていないか、朝一番に新聞を見て一喜一憂する日々が続いています。感染者が出た場合に、命に直結する老人ホームなどの高齢者施設では、いつも冷や冷やしています。ワクチン接種と、効き目のある薬の登場に期待していますが、まだ時間がかかるようです。

このような状況であっても、市民の幸せづくりのために議会は休止するわけにはいきません。今回は、信頼感を基本とする市政運営についてと、農業後継者不足と耕作放棄地問題についてと、市役所スタッフ機能の充実化について、この3点について質問いたします。1時間ほどのお付き合いをよろしくお願いいたします。

特に、農業委員会の会長さんにはお出ましまして、ありがとうございます。内容の濃い議論をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） それでは、質問いたします。1番目ですけれども、信頼感を基本とする市政運営についてであります。川俣市政が3年以上経過しましたが、この間、市長の施政方針や議会で論議した内容が、市役所の業務に正しく反映され、結果に結びついていないのでは

と感じます。

具体的に言えば、本市は現在、新庁舎建設、ごみ処理施設リニューアル、那須南病院大規模改修、少子高齢化、公共施設統廃合による財政再建問題、農業後継者不足による耕作放棄地の問題、町の活性化問題、災害に負けない国土強靱化問題等々、たくさんの難課題を抱えており、どれも手を抜くことはできませんけれども、担当部署や個人に任せているだけでは、どれも解決されないまま時間だけが過ぎていき、何も解決されず、結果として大きな損失を市民に負わせてしまうのではないかと危惧しています。

あと残り1年弱の任期となっているが、何としても、そのようなマイナスの筋書から脱却して、1期目の実績を目に見えるものにしてほしいと願い、オール那須烏山市の一員として質問することにしました。

また、議会で、私の改善や要望の質問に対して、最近特に、どうせやらないよ、多分真面目に検討しないよ等のネガティブな声が聞こえることが多くなっていることに、残念な思いと同時に、この不信感の状態が変わってほしいと願い、質問いたします。

私は今まで、一般質問等で具体的な提案や要望を出してきましたけれども、実施した事例を思い出しても、健康マイレージと、英語特区を生かした観光英語ガイドぐらいしかありません。

先ほどのネガティブの声は、私にとっても肯定せざるを得ない感想であると同時に、私の提案力の低さと情熱のなさを反省しています。

このように当初原稿を書きましたが、高齢者施設のPCR検査、社会的検査を採用してくれたときには不信感ではなく、ありがたいの気持ちがじわりと湧いてきました。そうは言っても、不信感をさらに払拭したいとの思いで質問いたします。

まず、最初の1問目ですけれども、議会中に、真面目に検討しないのではないかなどの不信感の雰囲気を感じることはあるか、感想も含めて、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） まず、最初に、真面目に検討しないのではないかという不信感の雰囲気を感じることはありません。一所懸命、取り組んでいるつもりであります。特に議員の皆さんは、それを感じていただいているのではないかと私の中では思って行政をしております。ただ、まだ皆さんの気持ちに結びつかないものが多いのかと反省しておりますので、答弁をさせていただきます。

事案等を所管する課において予算化を図れるか、継続的な検討事項となるかといった検討結果に基づき、事務を進めております。検討結果につきましては、議員の皆様と情報共有を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

また、小堀議員に不信感や雰囲気を与えているということでございますが、執行部としては、

本当にそのようなことはないものと思っております。改めて、議員の皆様からこのような御意見をいただきましたので、三役、今は二役ですけれども、課長以下、誠実に、より一層、対応してまいりますので、その辺の気持ちは、皆さんも抱かないで、一緒に進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） これは私がそういうふうに感じているということ、感じることもあるよということなので、それは市長の答弁、それを私も受け止めますけれども、そんなことで、前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

時間だけが過ぎていき何も解決されない問題については、多分、担当部署にとって見ると、あれもこれも、日常業務でやることが多く、改善や改革などの業務には、なかなか取り組む時間が取れないまま時間だけが過ぎていき、結果として次の年度になってしまい、忘れ去られてしまうのではと思います。

追加の質問ですけれども、具体例として何点か確認したいこととして、ボランティア保険を市が負担する提案についてです。令和元年9月の定例議会で、本市のボランティア活動が盛んであることに市長も感謝の気持ちを公言しており、県内の多くの市が、個人の保険費用を負担していたことを受け、本市でも市が負担すべきではと質問し、災害ばかりでなく、範囲を広げて保険費用を負担することを検討すると回答されました。

この回答の1か月後に台風19号の水害被害が発生し、ボランティアセンターを立ち上げ、多くのボランティアの方に助けられました。このとき、ボランティア保険の個人負担は500円でしたが、市長が議会で了解してくれるので、来年は負担なしとなる予定だが、今年は申し訳ないが、払ってくださいと声かけしたことを覚えています。

しかし、令和2年度に予算化されず、いまだに実現されていないが、時間に流されて、実行されない事例なのではと思いますけれども、これがどうなっているかをお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、市が入っている総合賠償保険、その中に、ボランティア活動に関する、市が主催事業であった場合、または共催に入った場合、管理下においてのイベントであれば、その傷害に関してはその保険で対応できるという判断をしたことから、当初予算には計上していないという状況であります。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 結果的に、災害ボランティア保険は入っていないということの認識での今のお答えではないですね。それだけ1つ確認します。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 総合賠償保険の中で対応できるというふうに判断した結果、対応することになると思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 要するに、災害ボランティア保険はもうカバーできているということではないですか。

ちょっと待って。それであれば、そういうことですよというのを関係部署の社会福祉協議会とか、関係部署に連絡しない限り、去年も払ったし、今年も500円払ってくださいと来ているので、そんなことはないだろうと。おかしいです、今の回答と、この矛盾が。どうですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） その500円の対象範囲がどこまで分かりませんが、あくまで市が主催として行うボランティア活動は、社会福祉協議会と共催してやることになりますので、その範囲で傷害に関しては出るんですが、そのほかの保険に関しては対象とならないことから、そういった意味を込めて、その担保する新たな保険というのは、個別に入っていたらほう間違いがないということでありませう。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 僕が前回一般質問したのは、災害ボランティア保険を個人負担でなくて、市のほうで負担している多くの市、県内で5つぐらいあるんですけども、これはどうですかということに対して、災害も含めて、範囲を広げて検討しますという市長の答弁に対して、今、質問していますけれども、市長、それは今、総務課長が答えています、これって現実にカバーできてないんです。それに対応していただいけませんか、どうですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それは対応できているという判断をしております。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ここでしている、していないの話で、している、していないということよりも、社会福祉協議会は入っていませんと言っている、入っているとすれば、二重払いになっているから、関係部署と必ずきちんと調整をしておいてくださいというのは、事前に伝えたつもりなんですけれども、それに対して回答を明確に答えてください。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 当初予算計上時には、その辺の話についてはまだ協議が整ってなかったという判断でありますが、現段階では、社会福祉協議会、那須烏山市、商工会青年部等々と災害ボランティアセンターの位置づけに対する活動についての打合せ等々をしておりますので、その中では市が入っている総合賠償保険の中で、ボランティア活動については、その

保険で対応できるという認識で、各団体ともいると思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 社会福祉協議会は認識していません。申し訳ありません。市長、ちょっと答弁いいですか。何か今矛盾しているんです、大丈夫ですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 現段階では、それぞれの話合いの中で、現在です。だから、多分、小堀議員がおっしゃられているときは、まだその辺の打合せがされていないので、ほかに入らざるを得ないという認識で社会福祉協議会ではいたかと思えます。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 何か昨日まで打合せをした内容とちょっと違うんですけれども、必ずこれは確認してください。

では、次に行きます。そういうことで、これは実際に最初に担当課に行ったときには、検討しませんと、初めはそこからスタートだったので、こういうのはやっぱり流れがあって、抜けてしまうよということなので、追加質問で予算化も含めて忘れずに検討する項目として、特別に管理する仕組みをつくるべきではないかなというので、追加の質問をしているんですけれども、いや、きちんとやっていますと言えば、答えはそれでいいんですけども、どちらにしても日常のルーティン業務、いろいろなことがあって忘れてしまうので、それを忘れないような仕組みをぜひ考えてほしいというのが次の質問なんですけど、もう次の質問行きますが、それに関してはどうでしょうか。仕組みをつくってください。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 予算についてなので、私のほうからお答えいたします。

随時、事務仕事をしている中で、予算化する事項について、その時期とかタイミングが合わないという部分につきましては、次の例えば補正予算なり、翌年度の当初予算に要求するよいうにということで指示してございます。

なお、財政担当のほうとしても、そこら辺につきましては、予算の要素として、次の補正なり予算編成時期に引き継げるようなシステムとして、グループ内のシステムですけれども、運用しておりますので、漏れることはないのかなと思えますが。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 抜けていたので、ぜひそれは再度確認をしておいてください。

今日、関係の、傍聴の方も来ているので、さっきのボランティア保険に関しては、もう払っている人もいると思うので、入っているということなので、皆さん、認識しておいてください。

じゃ、次へ行きます。ボランティア保険の市負担の件は、このレベルであれば、僕は即OK、

即実施でもよい内容だと思っていたんですけども、このような本件程度の簡単な業務であっても、ルーティン業務以外の新しい仕事はきちんと管理しないと、日常の業務に流されてしまい、あっという間に1年が過ぎてしまい、下手をすると、忘れ去られてしまうのだと思います。

問題が難しくなればなるほど優先順位が下がって、結果的に後回しになります。改善や改革の業務はやらなくても、見かけ上は誰も困らないし、誰からも怒られないからだと思います。業務推進に関して何の仕組みもなければ、簡単な課題であっても後回しになってしまいますが、重要な難しい課題であればなおさらです。仕事の抜け落ち管理もそうですが、市全体や課レベルの重要課題及び優先順位を決め、目標や方策、そして日程に加え、定期チェック及び追加方策などを決めて、目標に迫る活動、すなわち目標管理手法等を取り入れないと、目標達成は難しいと思います。

目標管理手法とは、具体的目標値と具体的方策、そして、方策が有効で目標値に近づいているかをチェックする方法を決め、定期的に途中の結果をチェックし、目標値に近づいていないときには、方策を追加したりして、年度末に目標を達成する手法です。

例えば、ごみの量を4分の1減量すると目標値を決めたとすれば、方策として、生ごみを何%減量し、ビニールなどの分別をさらに増やし、資源ごみとして回収することで何%減量し、それでも4分の1現状に不足であれば紙類なども分類し、一般ごみに混ぜない等、具体的な対策案を決めていきます。

ここからです。さらに大切なのは、市民に実行してもらわないと効果が出ないんです。その実行してもらうための方策、PR誌を作成したり、自治会ごとに勉強会を実施する。時には各家を訪問するなどの計画を、日程も含めて立てること、ここまでがPDCAで言えばP、プランなんです。今言った、市民にやってもらうというところまで行動計画が入って初めてプランなんです。これがないと、ただやらないのは市民が悪いからみたいな話になってしまって、効果が出ないんです。

ここまでのきちんとしたPができると、90から95%は成功すると言われていています。これは実感として分かりますよね。これだけ本当に、これができたら本当に、プランというよりも紙ベースだけで終わってしまいます。何としても実現しなければならぬ重要課題の優先順位を三、四項目決め、目標を達成する手法を活用すれば、間違いなく目標に近づくと、課題が明確になります。

本市には、先ほど紹介したとおり、たくさんの困難な課題があり、市長はどれも重要で、優先順位はつけられないし、どれもこれもやり遂げねばならないと発言しています。しかし、一つの組織で全力で取り組める課題は、人間の能力を考慮すると、3から5項目だと言われています。その他の課題については、一般管理項目として課や係レベルに任せるのです。市全体で

取り組む重要課題と、一般管理項目とに分けて取り組まないと、アブ蜂取らずになります。

課や係、個人レベルで取り組む課題であっても、上位方針を受けて、これが大切なんですね。上位方針がないと受けられないんです。上位方針を受けて、何としてもやり遂げたい項目を三、四点挙げて、実践することで大きな効果が得られます。私も、民間企業及び学校経営の実践を通して、成功も失敗も経験し、この手法のすばらしさを実感しています。

そこで、重要課題の優先順位が全職員に周知徹底されていて、さらに重要課題の具体的推進計画、取組日程、誰がいつまでに何をするか、進捗状況のチェック、アクションをどうするかが具体的に決まっていないと、行き当たりばったりで何も進みません。これでは結果として成功体験という真の充実感が味わえず、担当者もかわいそうです。

ぜひ、目標管理手法等を活用し、仕切り直しを行い、目標達成のシナリオをつくってほしいと思うんですけれども、見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 目標管理手法等に基づく重要課題のマネジメントについてお答えいたします。

現在の本市におけるマネジメントシステムは、大手会計情報サービス会社の公会計システムを活用し、総合計画や総合戦略など約250の事業につきまして、予算と計画を連動させ、3年間の実施計画書等を作成し、PDCAで毎年ローリングによりマネジメントを行っております。

施政方針に掲げた重要事項や、複数課にまたがる各課の横断的なものにつきましては、議員御提案の、誰がいつまで、何をするかといった進捗状況の管理手法を市が行っているマネジメントシステムにある総合計画実施計画のヒアリングに取り入れられるよう努めてまいりたいと思っています。

確かに、今まで連動が悪かったり、各課の連絡ができていなかったり、上下でもつながってなかったりとか、そういう失敗がたくさんあるのは私自身も分かっています。私の発言が弱かったり、また、連絡がどこまでなのか、自分の責任だと自覚させることが足りなかったりもあったと思います。

今後、皆さんから今回たくさん指摘をいただきましたので、その辺を十分に加味しながら、やれること、やれないこと、それと第一に進めることをすみ分けして、その辺を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） そこで、市長にお願いして、もう一度確認したいんですけれども、やはり先ほどPDCAのPが、どうしても実際に個人個人、課、係も含めて、何をするかという

ところまで、これを落とすところがやっぱり一番大事なので、そこはかなり愛情を持って、フォローしてほしいんです。そうでないと、紙ベースのプランだけで、それで計画は終わった、あとは各課がやるんだ、市民がやるんだというのでは、あっという間に1年過ぎてしまいます。ということで、ぜひお願いします。

それと、先ほど上位方針を受けて計画と言いましたけれども、やっぱり上位の優先順位が分かって、それを受けて各課、係が動いてきますので、それも明確にしてほしい。だから、10個も20個も重要項目があるというのではなくて、その辺の整理も行って、私も相談されれば、何ぼでも応援に行きますから、ぜひよろしくお願いします。

ここでトップのマネジメントの問題を、今しつこく取り上げているのは、何としても重要課題を成功させてもらいたいからです。成功することが、市民の幸せに直結するからです。このことは共通認識として持ってもらわないと、私が何か市長に意地悪をしているんじゃないかって、そういうことではないので、前向きな議論でお願いいたします。

さて、どうせやらないよみたいな話です。多分、当初案を変える提案は、前向きには取り組まないよみたいな、そういう声上がる、不信感ですね。これは市長は先ほど、そんなものありませんと言うけれども、やっぱりそういう不信感があるとすれば、それを払拭して、市民にとって最も幸せになる方法を全員が協力し、知恵を絞り出し、解決していくという価値観及び雰囲気醸成するための質問をしたいと思います。

初めに紹介した難課題に関しては、方策や取組方法などを、執行部から提案され、承認される内容もあれば、質問が噴出し、提案が可決に至らない内容もあります。たとえ承認されていても、世界的な技術の著しい進歩により、原案より有利な内容が出現し、再検討の結果、大きく方向転換すべき場合も出てきます。市民にとっては、どんないきさつがあろうが、最も有利な内容で進めてもらうことが正解なのです。

例えば新庁舎やごみ処理場など、大きな提案の執行部案に対して、多分、改善提案がされていると思うんですけども、日程も含めて最も有利な方法を検証する場合に、執行部案と改善提案ともに、お互いが信頼できる検証内容になっているかどうか決め手になると思います。

この条件に信頼感が持てない内容では、不信感が払拭できないと思います。宇都宮市のLRT導入事業にしても、まだ工事が始まったばかりなのに予算額458億円が684億円となり、相次ぐ想定外との情報が報道されて、不安な気持ちが膨らみます。

執行部案と改善提案ともに、お互いが信頼できる検証内容にする方法は、改善提案者にも入ってもらい、合意できる検証内容をつくり直すぐらいの勇気が必要だと思います。ここで考えなければならない条件として、執行部側がスタッフ機能を有しており、議員や一般市民に比べて圧倒的に検討能力が高いということなんです。したがって、改善提案内容についても、プラ

ス思考で検討するという哲学があるべきだと思います。

そこで、執行部にとっては、改善提案に対して、しっかり受け止め、市民ファーストと信頼感の向上という大切な価値観を醸成するために努力してほしいと考えますけれども、見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 改善提案への対応についてお答えします。

市政運営を図っていく上で、市民ファーストの考え方や行政に対する信頼感の向上等は、非常に重要なことであります。一方において、市民に対しましては、将来を見据えたリーダーシップを発揮することも大切なことであります。

執行部への改善提案につきましては、かなり真摯に受け止めて、皆さんと協議をさせていただいていると思います。市民の皆様からの目線と一緒に合わせ、考え方を十分に踏まえつつ、将来を見据えたリーダーシップとして幅広い視野を持って誠実に対応したいと思っています。

そのために、庁舎問題も、ごみ処理衛生センターなども慎重に進めさせていただいているところが現実だと思っております。このようなことを踏まえて、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 本市にとって重要案件がめじろ押しであって、一つ一つ、納得できる解決方法を取らないと、全て宙に浮いてしまわないか心配です。

信頼感に基づいた検証方法の推進に関して、私の民間時代に経験した内容を紹介いたします。

新しい自動車を立ち上げる仕事で、大きな構成部品を製造する工程が決まっており、製造設備等の準備をしている最中に、関連部品会社から、かなり安くできる新しい工法案が会社のトップに提案されました。

かなり仕事が進んでいる最中なので、余計な提案をしてくれて迷惑だと憤慨いたしました。結果としては、当初案で進めることになりましたけれども、最も大切なこととして、お客様第一という共通価値観でお互いが協力して合意できる検証方法、この検証方法にするために多くの労力を使いました。合意できない検証方法では、改善提案側からの不信感や不満感が拭い切れないからなんです。現在本市が抱えている難課題を押し進めるに当たり、内容が似ているなと感じ、紹介いたしました。

そこで、現在本市が抱えている難課題を進めるに当たり、執行部案に対して、改善提案が出ていますけれども、民間時代の同じような経験を紹介いたしました。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 改善提案にある本市の抱える難課題についての対応についてお答えいたします。

繰り返しになってしまいますが、市民の方々の目線に合わせ、考え方を十分に踏まえて、将来を見据えたリーダーシップを取り、幅広い視野を持って、改善提案に対して合意できる検証方法を探ってみたいと思っております。

議会の視点、皆さまからの御意見等を集約の上、執行部に御提案いただきながら、議会の皆様と執行部が議論を尽くし、停滞することなく、まさに車の両輪ということで進めていきたいと思っております。

ですから、もうちょっと議論する場をいただきたいというのが私の本音であります。皆様から一人ひとりではなく、一人ひとりと、皆さんと共有をさせていただいて、進めていくのが本来の議会であって、私たち執行部には提言だと思しますので、皆さんともっともっと協議することを私は望んでおります。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 何回も言いますが、これはお互いに協力して乗り越えようという論議をしていますよね。大丈夫ですね。

本市は現在、多くの難問題を抱えており、どれも手を抜くことはできませんけれども、担当部署や個人に任せているだけでは、どれもこれも解決しないまま時間だけが過ぎていき、結果として、大きな損失を市民に負わせてしまうことになります。

何としても、そのようなマイナスの筋書から目標管理手法等を活用し、脱却してほしいのです。議会においても、市民にとって最も幸せになる方法を執行部と議会の両輪が、不信感でなく、信頼感に基づき協力し、知恵を絞り出し、難課題の解決案がどんどん推進することを願って、本件の質問は終了いたします。

続きまして、2つ目です。農業後継者不足と耕作放棄地問題についてです。これはとても難しいので、会長さんに来ていただいていますけれども、おまえはどんな解決案があるんだと、逆に質問されると困るんですけれども、お互いにいろいろな知恵を出して乗り越えたいと思いますので、質問いたしますので、よろしく願いいたします。

本件については、農業後継者がどんどん減少する中、高齢であっても頑張って農業を続けている個人農家と、多くの水田を借り受け、かなりの面積を耕作している数人のおかげで、何とか美しい緑の田んぼが維持されているのが現状だと思います。しかし、個人農家はもちろんのこと、かなりの面積を耕作している農家の皆さんも高齢で、いつ農業をやめてもおかしくない状況です。

かなりの面積を耕作している人が、個人的な事情で急遽やめることになると、多く

の貸手が解決策なしのまま、その農地が耕作放棄地になってしまうことが懸念されます。貸手側は自前では耕作できないために、受け手の人をお願いしていることと、息子世代は農業収入でなく、別の職業で生計を立てているため、解決策がなくとも、耕作放棄地になっても、経済的に困らないのが実情です。

息子世代が親に向かって、田畑は負の遺産なので、親がいる間に我々息子世代に引き継ぐことなく処分してほしいと言われたという話が冗談交じりに話されるのが現実です。実は私の家も、かなりの水田が耕作放棄地になっています。ガマの穂状態ですが、ご先祖さまに申し訳ないとの思いから、水田周りの草刈り程度を必死でやっています。

さて、たくさんの水田を借り受けて耕作している人が、高齢で急遽やめざるを得ないときが来ることは分かっていますが、まだまだ先のことだと思って対策や対応を真剣に考えないと、手後れになってしまうのではとの思いから質問することにいたしました。

最初の質問です。本市の農業後継者不足と耕作放棄地の問題は、平成26年12月の定例議会で一般質問をしました。当時の執行部の回答のデータですが、平成24年の農業就業人口の平均年齢は65.8歳、平成22年の農林業センサスデータでは、経営耕地面積が2,750ヘクタールと、20年間で978ヘクタール減少しました。平成17年から平成22年の5か年で、耕作放棄地が98.84ヘクタール増加しました。

平成25年の後継者についてのアンケート調査では、後継者のめどがない、50.1%、めどがある、27.1%、未回答、23.3%、これはアンケート回収率が11%とのことでした。

現状の状態がどう変化したか、データで示してほしいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 農業に関する各種データの現状についてお答えいたします。

初めに、農業就業人口の平均年齢につきましては、平成27年の農業センサスによりますと、68.2歳でございます。昨年実施された直近の農業センサスのデータはまだ公表されておられません、現在では70歳を超えているということが推測されております。農業従事者の高齢化が加速している状況でございます。

次に、経営耕地面積につきましては、同じく平成27年の農業センサスによりますと、2,473ヘクタールであり、平成22年度から312ヘクタール減少しております。最新のデータでは、これよりもさらに減少しているものと推測しており、後継者不足や離農に起因し、経営面積が減少する一方で、耕作放棄地が増加しているものと考えております。

次に、平成30年度に行いました営農意向調査では、市内の2,342件の農家を対象にアンケート調査を行った結果、実に72.1%の農家が後継者不足と答えており、また、25.6%の農家が、規模縮小、離農したい、今すぐ離農したいと回答しております。このよ

うに、昨今の農業行政につきましては、厳しい状況にあると認識しておるところであります。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 当時からの変化を今データで調査してもらいましたけれども、さらに深刻な状況だということが数値から見て分かるのと、後継者がいない、または離農したいというのが97.8%というデータなので、今この数字を聞いただけでも、本当に愕然としますね。そういうデータです。

後継者不足と耕作放棄地の対策を早急に実施してもらうための質問に移ります。平成26年12月の定例議会では、後継者不足と耕作放棄地の対策を詳細なデータを基に、効果的に進めってもらうために、かなり具体的な提案をしました。

簡単に紹介すると、全農家に5年先、10年先に、自分の農地の耕作に関してどうなっているかをアンケート調査するもので、耕作放棄地を増やさないために、貸手になる場合に、お金を払ってでも耕作してほしいか、無償でもよいか、どんな作柄でもよいか、田んぼの境界であるくろなどを壊してもよいか。また、作付は米に限らず、どんなの作柄でもよいかなどを受け手にとって具体的に検討しやすいものになるようなアンケート調査を提案しました。

当時の市長から、市として大きな問題であり、調査内容も具体的方策につながる提案であり、さらに調査内容を検証し、関係者にこの質問の設問をつくるに当たり、大いに私の意見を尊重させていただき、関係部署と相談しながら実施したいとのことでした。

そこで、当時の一般質問から6年以上たっていますけれども、耕作放棄地対策についてどんな進展があったか、当時の市長の前向きな回答を受けて、どんな効果あるアンケート調査を実施し、具体的な対策につなげたのか、お伺いいたします。

問題は、今のデータのように当時よりさらに深刻になっているので、これは真に迫る回答をお願いしたいと書いたんですけれども、真に迫る回答をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 耕作放棄地対策についてお答えいたします。

令和2年度に、農業委員及び農地利用最適化推進委員が実施した農地パトロールによる農地利用状況調査によりますと、耕作放棄地面積は294ヘクタールであり、年々増加傾向になっております。

議員御質問のアンケート調査につきましては、平成28年度に実施しておりますが、耕作放棄地の解消に向けた効果的な具体策はなかなか見いだせず、大変苦慮しているところであります。

耕作放棄地対策は、全国的な問題であるとともに、行政主導支援策の拡充だけでは解決されず、農業者や後継者の経営意欲の向上なくしては、その解決は難しいところであります。しか

しながら、実際に行うのは高齢化した農業者であるため、なかなか成果が見えない状況であります。

市としましては、現在、耕作放棄地や遊休農地の有効な活用法、再生作業による優良農地への転換、新規作物の作付など、県補助金等を活用しながら関係機関と連携して推進をしているところであります。

また、株式会社アグリ那須烏山では、飼料用米や飼料用稲の作付の拡大を図ることとして、少しでも耕作放棄地の発生抑制に向けた対策を講じているところであります。

中には蜜蜂の蜜源となる花を植えていただいたりとか、いろいろなところにお声をいただいたりしていることはありますので、そういうところで可能性を見いだしているところもあります。

ただ、年々増えているところに追いつけてないのが現状だと思っております。今後とも、関係機関と連携を図りながら、耕作放棄地の解消に向けた効果的な施策を検討しています。

何人かの議員さんからいろいろな提案もいただいて、そのような発言とか、場所などの提供とか、関連を結びつけさせていただいておりますので、何もやっていないわけではないので、その辺の御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今、蜜蜂とか、いろいろなアイデアが出ましたけれども、このアンケートの設定に関して、特に今僕はいろいろなアイデアを出して、どうですかって質問しましたが、さらに、こんなのを追加したんだよというような情報があったら、誰に聞けばいいのかな、ないですか。一言でいいですよ。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 追加のようなものは特にございません。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ございません。あまり力強いので、ぜひ、プラス2、3、4、たくさん考えてほしいなというのは、これは農政課長じゃなくて、皆さん、我々もそうですけれども、やるに当たって、ぜひ市長にもお願いします。こういうのは、やっぱり自分たちのアイデアをどんどん生かして、アンケートを取ろうというふうに、ぜひ持って行ってほしいと思います。市長、いいですね。

それで、さらに質問いたしますけれども、当時の質問で、農業に関する大手民間企業の参入を活用すべきとの提案もいたしました。イオンや、イトーヨーカ堂であるとか、ローソンも相次いで農業経営に取り組み出しています。特にイオンは、宇都宮市に17ヘクタールの農場を持っています。大規模農業、ICTの活用などを積極的にやりながら、健全農業経営ができる

ような策を打っており、目玉は何といても耕作放棄地の救済です。民間活力を最大限に活用した農業の推進を積極的に活用してはどうかとの提案をそのときいたしました。

当時の市長からは、基幹産業である農業の存続と活性化を促す観点から、ぜひ取り組みたい。

また、農業のエキスパートであるJA、農業公社、そしてシルバー人材センターとの連携による新たなプロジェクトチーム設置の上に、農業の雇用創出、持続可能な農業振興策、さらには、新たなアグリビジネスの導入推進に向け、協議を進めたいとの回答でした。

これらの執行部の回答に対して、具体的にどのような方策が検討され、実施されているのか伺います。実施したのであれば、成果も含めて示してもらおうと、うれしいんですけども、よろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ただいま御質問がありました民間活用としての導入を考えたかという御質問でした。

令和元年度だったかと思うんですが、バイオマスに利用できる作物として、エリアンサス、こういった話題をいただいたんですけども、なかなか取組ができないでおりました。そんな中、市内の農家の方でモデル的に、実験的にやってみてもいいよというお話をいただきまして、話が随分進んだんですが、やはり災害とコロナ禍の影響で、今のところ、話はストップしている状況でございます。

それと、県外の企業からトマトの栽培をやってみてはいかがか。そのトマトを作付した場合は、全部買い取るような考えもあるというような、いい話をいただいたんですが、地域の方、比較的大きい農家の方にお話をしましたところ、やはり手を広げるのはなかなか難しいというお話をいただいております。

そんなところで、民間活力ということでは、ほかもいろいろと今も御提案いただいているものはあるんですけども、なかなか地元の方の協力とか、そういった環境整備に時間がかかるものですから、話は進んでいないところでございます。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） いろいろ大変なんですよ。

でも、大手民間企業の活用については、例えば水路確保に行き詰まり、かなりの面積の水田がなくなった下小倉地区などは、相談すれば、この大手民間企業ですね、農地が有効活用される可能性があるのではないかなど。そのようなアイデアは執行部や農業委員会、その他からは出ないのかという質問ですけども、分かったら教えてください。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 農地の有効利用につきましては、現在、人・農地プランというこ

とで話を進めておまして、今年度、人・農地プランの実質化に向けまして、各地域ごとに説明会や、プランの内容、遊休農地がどこにある、耕作放棄地がどこにある、これをどういうふうにまとめていっていいだろうかということで、地域の話合いを農業委員会、公社、農政課を含めて、地区ごとに話合いを進めております。そういったもので農地の有効利用を進めていっております。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今、農業委員会の話が出ましたので、この新しい農業委員会に期待して、質問いたします。

現在、耕作放棄地でない現役の水田、今使っている水田を農地転用して、田んぼを農地転用して、新築家屋を建てている場所があり、以前であれば農業委員会の承認がなかなか得られず、断念するケースが多かったのに、農業委員会もよい意味でというか、変わったのだなど、この現象を見ていて私は思いました。

そこで、新しい農業委員会が立ち上がってかなりの年月が経過しましたがけれども、耕作放棄地対策としてどのような方針で取り組もうとしているのか、お伺いしたいと思います。

また、前向きな農地転用や、JA、農業公社、そしてシルバー人材センターとの連携や、農業法人化支援、民間活力など、多くのアイデアで論議が盛り上がるのではないかなど期待しているが、どうでしょうか。

農業委員会としてどんな成果が上がっているか、見通しも含めて伺いたいですけれども。さらには当初の目的以上の成果が出るように、市長が働きかけていることがあれば、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 越雲農業委員会会長。

○農業委員会会長（越雲 宏） ただいまの耕作放棄地対策の方針についてお答えいたします。

農業委員会につきましては、平成30年5月より農業委員19名のほかに、新たに農地利用最適化推進委員が25名委嘱されております。このメンバーによりまして、営農支援を担当地区内で、今、実施しているところでございます。

また、農業委員会の活動の役割といたしましては、以前と相違なく、耕作放棄地の発生防止や解消、担い手と農地の出し手とのマッチング活動、また、農地の集積集約化の後押しなどを行っております。

さらに、令和2年1月には、那須烏山市農地等の権利移動の制限に関する別段面積及び空き家に附属する農地の権利取得の取扱い基準を施行し、新規就農、定住、移住の促進及び遊休農地の解消を図っておるところでございます。

なお、この基準を、施行してから5軒の空き家に附属する農地の権利移動が申請となりまして、許可されております。既に4件が決定しております。

以上のことから、農業委員会の活動方針といたしましては、遊休農地に対して毎年実施している農地利用状況調査、俗にいう農地パトロール、それにより耕作放棄地を確認、または地権者の割り出しを行い、農地の有効利用、あるいは、維持管理を依頼して、耕作放棄地の減少に向けた活動を実施しております。

また、先ほど申し上げました農地権利取得の取扱い基準を有効的に周知し、活用して、耕作放棄地防止の解消に努めることとしております。ちなみに、農地の権利取得の取扱い基準といえますのは、那須烏山平場において30ヘクタール以上、特定地域ですか、大木須、小木須、横枕、大沢、小原沢に対しては20アール以上と、そういうふうな別段面積が決定されております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私のほうから、本市の基幹産業である農業において、耕作放棄地の増大は大きな課題の一つであると私のほうも認識しております。農業委員会のほうで、先ほど議員のほうから、新しい住宅が建ったというのがありましたが、保育園も建てていただくように、皆さんにいろいろ計画を立てたり、考えていただいておりますので、決してそういうものが全部農地のためというだけではなく、本当に地域住民のためにも考えていただいて、作業していただいております。

今後とも、農業委員会をはじめJAや農業関係団体と連携を図りながら、耕作放棄地を含めた本市の農業振興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今、会長さんのほうから、前向きに取り組んでいる姿勢は伝わりました。さらに、今までにない考えで、どんどん農業委員の方々を全部まとめて、はちゃめちゃじゃ言葉がちょっと違うな、いろいろなアイデアを出して、さらに改善が進むように、ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、質問内容を貸手と受け手の問題に戻して質問いたします。初めに質問したとおり、かなりの面積の水田を借り受けて耕作している農家が急遽やめざるを得なくなったときに、貸手側が困り果てる想定の問題をしましたけれども、貸手側は自前では耕作継続できないので、新しい受け手を探します。この場合にどこに相談すればよいのかも伺います。

また、相談窓口はどこなのか、市の広報などに紹介してあるのか、伺いたいですけれども、

この質問は私にも直結する問題なので、具体的な回答をお願いしたいんですが、即答が難しいとは思いますが、貸す場合の要件なども含めて、どのレベルまで相談できるのかも教えてほしいと思います。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 相談窓口がどこなのかという御質問ですが、まずは農政課に来ていただければと思います。農政課には、農業委員会の事務局もあります。農業委員さん、先ほどありました最適化推進委員さん、地域の実情に詳しい方々が、農家と農地のマッチングをしております。

諸条件、相談する方はいろいろとあるとは思いますが、そういった条件で一番いいものは何か、どういった方法なのかということが一番知っているのも、農業委員会、農業委員さんや最適化推進員さんだと思っております。そういったことも含めまして、やはり条件に合ったものを探すのには、農政課の窓口で御相談いただけるのが最適かなと思っております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 最近、どこに行けばいいんだという御質問をされたので、これを付け加えていますので、分かりました。

最後に、農業の受け手がなくなると、耕作放棄地が増える一方となりますけれども、執行部としての責任について、あえて見解を伺います。この責任の重さの認識により、どれだけ真剣に取り組むのかが変わるのではないかと考えます。

農家個人が100%自前で解決し、相談にだけは乗ってやるという冷めた考えもありますけれども、法律や条例違反でもないので、意地悪な質問と考えずに見解を聞かせてほしいと思います。そんなことはないというお答えだと思うんですけども。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 意地悪な質問だとは思っておりません。

耕作放棄地の増加に対する市の責任について、急速に進む農業離れや後継者不足、農業従事者の高齢化、担い手不足は、物理的な問題として避けられないものがあります。

5年先の農業は何とか維持できても、10年先はかなり難しい現状にあると認識しております。本市の基幹産業である農業の衰退を何とかしても阻止したく、優良農地の維持保全に努め、耕作放棄地の拡大解消に向けて取組を進めていく必要があると考えております。

今後も引き続き、新規就農者の育成など、担い手対策や、新規需要米への作付転換など、生産力向上対策に取り組んでまいります。また、農業従事者に寄り添った様々な方策を模索していく中で、継続的に小中学生や高校生など若い世代を対象に、就農意欲の向上を目的とした普

及活動などもして、関係機関と連携していきたいと思っています。

私の知り合いの方で、心を病んで都会から戻ってきた方が、農業をすることによってすごく救われて、結婚してお子さんも生まれています。そういうこともありますから、決して農業が嫌なわけではないんだというのには実感としてあります。ですから、上手にそういうマッチングというか、農業が楽しいというのを分かってもらえる人をだんだん見つけていって、衰退しないようにしていきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 分かりました。

たくさんのお水田を借り受けて耕作している人が急遽やめざるを得ない場合も含めて、今から真剣に受け手不足の対策を早急に実施しないと手後れになるとの思いで質問しました。

台風19号水害で心配した耕作放棄地増加の問題も、何とか乗り越えられる見込みであることを考慮すると、まだまだ諦めずに何とかかなりそうだと思っています。

そのためにも、具体的なアンケート実施等により、有効な対策案に反映させたり、貸手の相談にいつでも寄り添える体制づくりや、受け手がもうかる農業に結びつくような支援体制づくりなど、課題は多いんですけれども、基幹産業である農業が自慢の町になることを願って、最後の質問にいたします。

最後の質問ですけれども、市役所スタッフ機能の充実化についてです。

令和2年12月30日の読売新聞第1面トップ記事に「500市町村に経営プロ派遣」、令和3年1月15日下野新聞にも、同内容で「老朽インフラの管理支援 500市町村に助言役」の紹介記事が出ました。

総務省が市町村による上下水道や公共施設の運営を支援するため、公認会計士や経営コンサルタントら、経営のプロを派遣する事業であり、ノウハウや人材不足に悩む小規模な市町村に送り込む計画であります。施設の老朽化や人口減少に直面する公共インフラの経営改善を後押しするとのこと。謝礼や人件費も不要とのこと。全国の市町村は、現在1,718なので、約3分の1に対応するという大規模支援制度です。

質問として、この新聞を調べれば調べるほど、我が市を何としても助けたいという考えでつくられたのではないかと思う事業であり、真っ先に手を挙げるべき内容であり、どのように活用していくかも含めてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 経営のプロを派遣する事業の活用についてお答えいたします。

まず、見える化をした上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営、経営を行う必要が高まっておりますので、この状況を踏まえ、地方公共団体の経営財政マネジメントを強化し、

財政運営の質の向上を図る等の目的のために創設されたものだと思っております。

本市は、上下水道施設等につきましても、大規模な更新時期を迎えるところでありますので、計画的に更新していく予定があります。議員御質問の経営財政マネジメント強化事業につきましては、国、県から詳細な情報が届いておりませんが、積極的に活用したいと、私も、本市のためにあることかなと思っておりますので、十分に活用していきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 年5回程度の派遣による支援ということでありますけれども、本市の上下水道事業の今後の経営戦略にも先鞭をつけられる可能性があるということと、上下水道課ばかりでなく、他部署の再建計画等にも応用できるのではないかと期待は大きく膨らみますが、どうでしょうか。

また、さらに今後、このような国や県などの各種政策支援制度の活用についての見解もお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほど答弁したように、上下水道につきましては、今回の事業を活用することを考えております。また、ほかの部署についても、再建計画や、いろいろなことがありますので、細かい情報が届き次第、内部で情報共有しながら検討していきたいと思っております。

今回のように有効なことがありましたらば、限られた財源を補い、人的資源を補完して、職員のスキルアップにもつなげるよう期待されることから、引き続き、情報収集に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 時間があれなんですけれども、この内容を読むと、うちの市でやっぱり一番問題になっている漏水の問題、耐久性向上、長寿命化、こんなことを相談すると、安く解決できるのではないかみたいな期待が膨らみます。

また、城東地区のお話もありますけれども、こんなことも何か真剣にとかいうか、笑顔で相談できるのかなとも思います。

それから、公共施設の統廃合も、やっぱり相当悩んでいる。石川課長のところもありますので、こんなことも相談できたらいいかなと思うんです。相談して返ってこなくても、これはもう別に、いい答えが返ってくればそれだけ得なので、ぜひそんなことを合わせて、プラス思考でどんどん相談してほしいと思うんです。

さらに僕の希望としては、今言った大きな問題を抱えているものの対策ばかりではなくて、さらにそれを乗り越えて、目標をもっと高く持ったものも、戦略ですね、そんなことも相談す

ると、彼らはプロですから、いろいろなアイデアを出してくれると思うので、そんなことも期待していますけれども、今のような考えに対して、市長、どうですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 十分に期待できる人材をこちらに派遣させていただいて、皆さんとの生活が安定できるようにしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 時間でありましてけれども、とにかく前代未聞のコロナ対応で、何もかもストップする状態で、その中で3つの質問をいたしました。ワクチン接種も含めて、皆さんの懸命な努力により、一日でも早く終息し、何ものにも代えがたい普通の生活に戻れることを願って、今回、質問を終了しますが、定年を迎える課長の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

これからも、さらにこの市をよくしようという情熱を今以上に持っていただいて、我々に助言いただくと、ありがたいです。大変御苦労さまでございました。

以上で質問を終了いたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、9番小堀道和議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次の本会議は、3月8日月曜日午前10時に開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。

[午後 3時09分散会]